

令和5年 第4回上島町議会定例会会議録			
招集年月日	令和5年12月12日（火）		
招集の場所	弓削総合支所庁舎議場		
開 会	令和5年12月12日 午前9時00分宣告		
応 招 議 員	1	2番 林 敬 生	
	2	3番 藤 田 徹 也	
	3	4番 山 上 耕 司	
	4	5番 宮 地 利 雄	
	5	6番 林 康 彦	
	6	7番 池 本 光 章	
	7	8番 大 西 幸 江	
	8	9番 亀 井 文 男	
	9	10番 濱 田 高 嘉	
	10	11番 池 本 興 治	
	11	12番 藏 谷 重 文	
	12	13番 前 田 省 二	
不応招議員	1番 徳 永 貴 久		
出 席 議 員	応招議員のとおり		
欠 席 議 員	不応招議員のとおり		
自 治 法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	1	町 長	上 村 俊 之
	2	副 町 長	村 上 和 彦
	3	教 育 長	清 水 伸
	4	総 務 部 長	杉 田 和 房
	5	健康福祉部長	今 井 稔
	6	消 防 長	小 林 俊 則
	7	総 務 課 長	坂 上 将 人
	8	企画情報課長	檜 垣 明 宏
	9	住 民 課 長	田 房 良 和
	10	健康推進課長	竹 林 佳 子
	11	海 光 園 長	今 井 孝三郎
	12	建 設 課 長	岡 本 恭 典
	13	農林水産課長	藤 田 直 弥
	14	観光戦略課長	黒 瀬 智 貴
	15	公営事業課長	後 藤 隆 宏
	16	魚 島 支 所 長	大 林 卓 也
	17	教 育 課 長	梨 木 善 彦

議員・職員 以外で会議 に出席 した者			
会議に職務 のため出席 した者の 職氏名	1 2	議会事務局 局長 議会事務局 課長補佐	山本 勝幸 田房 聡子
町長提出議 案の題目	1 弓削高等学校学生寮設置条例 2 上島町下水道事業の設置等に関する条例 3 上島町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例 4 上島町簡易水道事業の設置等に関する条例 5 上島町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例 6 上島町印鑑条例の一部を改正する条例 7 上島町議会議員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例 8 上島町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 9 上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 10 上島町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 11 上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 12 上島町手数料徴収条例の一部を改正する条例 13 上島町公民館条例の一部を改正する条例 14 上島町簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例 15 上島町消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部を改正する条例 16 上島町火災予防条例の一部を改正する条例 17 令和5年度上島町一般会計補正予算（第3号） 18 令和5年度上島町国民健康保険事業会計補正予算（第1号） 19 令和5年度上島町介護保険事業会計補正予算（第1号） 20 令和5年度上島町介護サービス事業会計補正予算（第1号） 21 令和5年度上島町魚島船舶事業会計補正予算（第1号） 22 令和5年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号） 23 上島町固定資産評価審査委員会の委員の選任について 24 上島町教育委員会委員の任命について 25 上島町獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について 26 愛媛県市町総合事務組合規約の変更について 27 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について		

その他の 題 目	1 議員派遣報告について （令和5年度第2回町議会議員研修会） 2 議員派遣報告について （「ねんりんピック愛顔のえひめ2023」上島町ウォークラリー交流大会開始式） 3 議員派遣報告について （第9回上島町社会福祉大会） 4 議員派遣報告について （令和5年度先進地視察研修） 5 議員派遣報告について （上島町及び上島町遺族会合同戦没者追悼式） 6 議員派遣の件 （令和6年上島町二十歳を祝う会） 7 閉会中の継続調査申出について
日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）
会議録署名 議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 3番・議員 藤 田 徹 也 4番・議員 山 上 耕 司
会 期	令和5年12月12日～12月20日（9日間）
傍 聴 者 数	9名（男7名・女2名）

◎ 開 会

○（前田 省二 議長）

ただいまの出席議員は、11名（議長を除く）です。

なお、徳永議員から欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

ただいまから、令和5年第4回上島町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名

○（前田 省二 議長）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、3番・藤田議員、4番・山上議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定

○（前田 省二 議長）

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

議会運営委員長に、委員会協議の結果についての報告を求めます。

議会運営委員長、濱田議員お願いいたします。

○(10番・濱田 高嘉 議員) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

(濱田 高嘉 議員、登壇)

○(10番・濱田 高嘉 議員)

皆さん、おはようございます。(複数の「おはようございます」の声あり)

早速ですが、議会運営委員会の協議結果について御報告をいたします。

令和5年第4回定例会の開会にあたり、去る12月4日に議会運営委員会を開催し、本定例会に上程されます議案につきまして、会期日程並びに議案の取扱いについて、慎重に協議を行いました。

会期日程につきましては、本日12日から20日までの9日間とし、議事日程につきましては、お手元に配付のとおり進めることに決定いたしました。

どうか本定例会の慎重なる御審議と議会運営に格段の協力を賜りますようお願い申し上げます。議会運営委員会の報告といたします。

(濱田 高嘉 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

お諮りいたします。

ただいま、濱田議会運営委員長から委員会協議の結果について報告がありましたとおり、本定例会の会期は、本日から20日までの9日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。(複数の「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日12月12日から12月20日までの9日間とすることに決定いたしました。

日程第3号、諸般の報告

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第3、「諸般の報告」を行います。

令和5年9月23日、弓削商船高等専門学校において、令和5年度弓削商船高等専門学校卒業式、同月28日、香川県において、令和5年度四国四県町長・議長大会、10月5日から7日まで、韓国において、議長視察研修会、同月16日、せとうち交流館において、「ねんりんピック愛顔のえひめ2023」上島町実行委員会第3回総会、同月28日、松山市において、「ねんりんピック愛顔のえひめ2023」総合開会式にいずれも議長が参加いたしております。

11月5日、魚島開発総合センターにおいて、令和5年度上島町文化祭へ、議長代理として副議長が出席いたしました。

同月13日、東京都において、第56回全国過疎地域連盟総会、同月28日から29日、東京都において、第67回町村議会議長全国大会及び議長視察研修会にそれぞれ議長が参加いたしました。

続いて、本年9月から11月実施分の監査委員からの「例月出納検査報告書」の写しを議員の皆様のお手元に配布しております。

いずれも出納関係帳簿、預金通帳、証拠書類等と照合した結果、誤りはなく、現金保管状況も適正に実施されている旨の報告がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第4、「行政報告」を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

(上村 俊之 町長、登壇)

○(上村 俊之 町長)

みなさん、おはようございます。(複数の「おはようございます」の声あり)

新型コロナの感染症法上の位置付けが「5類」に引下げられて迎えた今年の秋祭りは、形を変えながらも多くの地区で発生前の活気ある姿に戻ってきました。

CATVのおかげで、普段見ることのできない各地区の祭りの本質を知ることができ、込み上げる感動とともに、上島町には素晴らしい伝統や歴史が豊かに息づいていることを再認識することができました。

本日は、令和5年第4回定例議会を招集いたしましたところ、大方の出席をいただき誠にありがとうございます。行政報告として9月定例議会後の主な事項のみを報告させていただきます。

9月16日から魚島大運動会を皮切りに、各地において運動会が開催されました。子どもたちの熱意に溢れた選手宣誓や、練習を積み重ねた演技などを目の当たりにし、まるで大人の私たちへの応援のような感動がありました。

9月22日から久司浦地区をスタートとして、11月21日の佐島地区まで、まちづくり懇談会を町内10ヶ所で開催いたしました。

コロナの関係で断念した年もあったことから、関心が薄れているのではと危惧していましたが、各地区とも的確な御意見や熱心な協議が数多くあり、町民の皆様と直接対話をすることの大切さを痛感いたしました。

皆さんからの要望や提案の中で、必要と判断された施策は予算化に取り組み、その場で答えできなかった案件については、区長さんまで速やかに文書で回答する準備をしています。

9月23日には、弓削商船高等専門学校の卒業式並びに高専制度創立60周年記念植樹式が開催されました。前身である弓削海員学校から数えると120年を超える伝統の学び舎が、この上島町に存在すること自体が私たちの誇りであり、創設していただいた先人の皆様に、時を超えて感謝をお伝えしたいと思います。

10月6日には、4代目となる弓削商船高等専門学校練習船の進水式に参加させていただき

ましたが、その船の能力の高さに驚くとともに、新たな歴史の始まりに感激いたしました。

また、先人に負けないほどの情熱を、この歴史ある学校に注がなければならないことを再認識しました。

9月26日から29日にかけて、島づくりのリーダー育成を目的に日本離島センターが主催する第31回島づくり人材養成大学が上島町で開催され、私も一部に参加させていただきました。

今回は、北は北海道、南は沖縄県までの全国の離島で活躍する34名が来町し、上島町からの4名とともに、「それぞれの島で、自分が何ができるか」をワークショップ等により研修しました。

上島町での学びのもと、受講生の皆さんが、今後、島のリーダーとして活躍されることを祈っています。

10月9日、弓削高校生が企画した「Let'sゆめしまサイクリング～人と人 繋ぐは島の 橋と橋～」のE-BIKEガイドツアーに参加しました。

これは、自転車を活用して地域課題解決に取り組む弓削高校生たちが、サイクリングを通じて「ゆめしま海道」の魅力を広く伝え、交流人口を拡大することを目的としています。

当日は、サイクリング講習を受けた高校生たちが、自分たちで考案したおすすめスポットを巡りながら安全にガイドをし、その場で高校生が解説も行いましたので、町外からの参加者に上島町のポテンシャルの高さを知っていただくことができたのではないかと思います。

10月10日には、大分県の姫島村という離島を視察させていただきました。

姫島ITアイランドセンターでは、IT企業を誘致するなどICTを活かした産業振興や交流人口の拡大にも取り組んでいるということが特徴的で、更には、超小型モビリティの実用実験を兼ねた電気自動車のレンタカー事業が行われており、小さな離島でありながらITの先頭を走る姫島村に大いなる刺激を受けたところです。

10月12日から15日、台湾の「日月潭come!Bikeday!」にしまなみジャパンの一員として参加し、ゆめしま海道のPRを行ってまいりました。

現地では、GIANT本社を訪問するなど、自転車新文化を肌で感じ、サイクルツーリズムの重要性を再確認するとともに、カーボンニュートラルを目指す世界的な取り組みを知ることができました。

10月17日から21日にかけて、日本離島センターが開催する海外離島調査として、大韓民国南部の離島を持つ3つの自治体の新安（しなん）郡・木浦（もっぽ）市・麗水（よす）市などの視察研修がありました。

私は、仕事の関係で途中参加になりましたが、麗水市 チョン市長への表敬訪問や、麗水市南部の離島であるクモドのキム クモド長やアンドのキム協同組合長による離島での取り組み事例の紹介など、研修や情報交換はもちろん、各地において温かい歓迎を受けました。

この他にも、チェジュ島の資源環境センターやエネルギー公社など、先進的な再生可能エネルギーの取り組みなどの事例を視察させていただきました。

近年、大韓民国は離島振興に力を注いでおり、韓国島振興院による離島施策推進の一環として、2026年には麗水市で世界島博覧会が開催されます。離島を世界中に発信する良い機会であり、大韓民国のみならず世界中の離島の更なる発展に期待を寄せております。

10月28日、松山での「ねんりんピック愛顔のえひめ2023総合開会式」に出席し、翌日には「ねんりんピックウォークラリー交流大会」を上島町で開催しました。

ねんりんピックは、60歳以上の方々を中心としたスポーツ・文化などのイベントを通じて幅広く交流を深めることを目的としている大会です。上島町には全国から40チーム199名の参加があり、愛媛県代表として上島町内各地区から5チームが参加し、魚島チームがみごと優勝という結果を収めました。

御協力いただきました地域の団体や学生ボランティアの多くの方々のおもてなしのおかげで、世代を超えた温かい交流を楽しんでいただけたことに感謝を申し上げます。

10月31日及び11月15日に離島振興関係予算確保に関する要望活動を行いました。

その目的は、令和6年度国家予算の編成にあたり、かかる離島の実情と離島の果たす国家的国民的役割を十分に賢察していただき、関係事業予算の確保につき特段の配慮を求めるものです。

その内容は、「離島振興関係公共事業費」「離島活性化交付金、スマートアイランド推進実証調査費」「へき地保健医療対策予算」の確保など18項目にわたり、国の関係副大臣や局長及び衆参国會議員並びに主要関係各省庁等へ要望書を持参して陳情いたしました。

11月1日、昭和28年に制定公布された離島振興法並びに全国離島振興協議会設立70周年を迎えた本年、離島振興70周年記念功労者表彰式が開催され、離島振興に大きく貢献された方々に国土交通大臣表彰、全国離島振興協議会会長表彰の授与が行われました。

上島町からは、誠実で献身的な対応と地域医療の向上に顕著な貢献をしていることから、岩城診療所の福井康太郎先生が国土交通大臣表彰を受賞されましたが、当日は地元診療のため授賞式に出席することが叶わず、同じく受賞した私が代表し受け取ってまいりました。

11月3日、宇和島で執り行われた、山本公一前衆議院議員の葬儀に参列させていただきました。選挙区の異なる先生ですが、岩城橋架橋実現においても多大な御力添えをいただきました。その懐の深い配慮と人柄を表す笑顔を、私は忘れることができません。

11月4日から5日にかけて、文化協会支部統一に伴い、各地区持ち回りで開催となった上島町文化祭が、初めて魚島地区で開催されました。

作品や芸能発表会も素晴らしい内容でしたが、魚島地区のことを大勢の町民が知っていたく良い機会になったのではないかと思います。

11月11日、いわぎりモーネプラザで開催されたFOLK JAMBOREE（岩城）を鑑賞させていただきました。

今回の驚きは、造船の仕事一筋だと思っていた方が、ハイテクなギターを奏でたり、初めての出演で心を揺らす歌声の持ち主がいたり、新たな感動があったことです。

このイベントは、株式会社いわぎ物産センターと文化協会の岩城洋楽部の共催で開催された手作りの音楽イベントであるとお聞きしていますが、音楽を通して地域を盛り上げていただく皆様に、この場をお借りして感謝申し上げます。

11月12日、「YUMESHIMA CYCLING DAY 自転車と島グルメを楽しむ日」を開催しました。

愛媛県では、より多くの県民が自転車に親しみ、サイクリングを楽しむ一日とするため、11月第2日曜日を「愛媛サイクリングの日」とし、県下20市町で様々なサイクリングイベン

トを開催しています。

上島町では、町民の方にもっと自転車を知っていただき、触れることを目的に、しまなみエリアで自転車のレンタルをしている事業者にも協力を仰ぎました。

国産ロードバイクやスタイリッシュな折り畳み電動自転車、小さな子ども用のキックバイクなど多種多様な自転車、また、通学用やカジュアルユースなヘルメットなどを用意したところ、試乗体験やガイドツアーに町内外からの御参加があり、多くの方に自転車の楽しさを知っていただく機会となりました。

11月15日、全国町村長大会が開催され、岸田総理や額田衆議院議長など来賓多数の出席のもと、「少子化対策を推進し、こども・子育て政策を強化すること」など17項目の要望を決議しました。

また、同日には海事産業の未来を共創する全国市区町村長の会に出席し、「人材確保・育成の取組みの推進」など3項目の要望を自由民主党及び公明党の衆参国会議員に行いました。

11月16日、水産業振興・漁村活性化推進大会が開催され、武村農林水産副大臣や衆参農林水産委員長など来賓多数の出席のもと、「原油価格及び物価高騰への機動的な対応」「漁業経営安定対策の強化と人材の確保・育成」「活力ある漁村づくりと水産基盤整備の計画的推進」「資源管理による持続可能な漁業・養殖業の確立」など、上島町にも関連深い要望も含めた全11項目の要望を決議しました。

11月25日・26日の2日間、多用途支援艦「げんかい」の乗船体験や艦艇見学など、海上自衛隊の広報活動が上島町で開催されました。

皆さんも御記憶にあるように、この支援艦「げんかい」は、平成30年7月豪雨時に給水支援等で大変お世話になった部隊の艦隊です。

呉警備隊の岡見司令や武藤艦長などに御案内をいただき、多くの隊員の皆さんにもお会いすることができましたので、改めて当時の御貢献に感謝を伝えさせていただきました。

さて、今回上程している一般会計補正予算ですが、国の令和5年度補正予算案において、重点支援地方交付金が追加計上されたことにより、早期執行が必要なことから、先ずは、物価高騰に直面する低所得世帯に対する支援事業を計上いたしました。

なお、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し支援を行う推奨事業メニューについては、正式な制度要綱や交付限度額等が示されましたら、適切な時期に予算計上を行います。

次に、上島町の来年度、令和6年度の当初予算についてですが、11月1日に「予算編成方針」を全職員に通知しました。

予算編成の基本的な考えとして、「入るを図りて出づるを制す」という財政規律を基本に、予算編成が全事務事業の洗い出しでもあることから、コスト意識を持ち、先例に捉われることなく、住民目線・家計目線で積極的に事業の見直しを進め、PDCAサイクルに基づき、成果と課題を検証することにより、スクラップ&ビルドを徹底することとしております。

過去の平成29年度から令和2年度決算までに、基金が約8億円も減少するなど、厳しい状況に陥った上島町の財政も、このような財政規律を基本に立ち戻った結果、この3年間で徐々に持ち直しています。

具体的に数字で表しますと、私が就任した令和2年度から令和4年度決算までに、定期預金に例えられる基金を約1億1,300万円積み増しができたこと、更には、町の借金である地方債残高は14億6千万円の減少など、将来への負担も軽くなってきています。

ただ、株式会社いきなスポレクが令和元年につくった借金2,600万円を、今の職員が懸命の努力により返し続けているということも忘れてはなりません。

今後も、上島町の将来のため、未来を担う子どもたちのためにも、今まで同様、健全な財政運営に努めてまいりますので、議会や町民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、中村知事は12月4日、湯崎広島県知事と本州四国連絡高速道路の後藤社長との「瀬戸内しまなみ海道沿線の地域活性化を考える懇談会」において、「サイクリストを活用しながら、しまなみ海道の自動車の通行台数を増やす視点が重要。その方法として、弓削島、佐島、生名島、岩城島をつなぐ『ゆめしま海道』の活用」を提案されました。

これは、ゆめしま海道にサイクリングを活かした観光コンテンツ開発が必要であり、そのポテンシャルも十分にあるということの表れですので、上島町もこれを受けてしっかりと取り組まなければならないと考えています。

今後も、堅実な行財政運営はもちろんですが、以前からお伝えしている上島町の「シー・オブ・ドリームス」も含め、その約束実現に向け全力で頑張りますので、よろしくお願い申し上げます。

本日は、条例案16件、補正予算案6件、人事案2件、その他3件、計27件の議案を上程しております。

個々の議案につきましては、それぞれの時点で説明させていただきますので、よろしく御審議の上、適正な決定を賜りますようお願い申し上げます。

(上村 俊之 町長、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで「行政報告」を終わります。

日程第5、一般質問

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第5、「一般質問」を行います。

一般質問を通告されております議員にお願いいたします。質問は、最前列中央の質問席にて行ってください。質問回数は、会議規則どおり3回までといたしますので、質問項目毎に行ってください。

また、個人名等、個人情報には十分注意し、質問や答弁については、内容を簡潔にまとめたうえでされますよう、お願いいたします。

今回の一般質問通告者は7名です。

なお、一般質問通告者のうち1名欠席しておりますので、6名の一般質問を行います。

それでは、はじめに藤田徹也議員の質問を許可いたします。

○(3番・藤田 徹也 議員) はい。

(藤田 徹也 議員、登壇)

○(3番・藤田 徹也 議員)

おはようございます。(複数の「おはようございます」の声あり)

議席番号3番、藤田徹也。

本日は、「公共施設の廃止、売却等を進めるべき施設の今後について」質問させていただきます。

では、上島町公共施設あり方検討協議会において、廃止、売却等を進めるべき施設が11施設指摘され、観光、レクリエーション系施設1施設、産業系施設3施設、定住促進住宅1施設、その他建築系公共施設6施設となっています。その内、建築系公共施設1施設は払下げ済みということなので、残り10施設について町はどう廃止、売却を進めていくのか。それに伴い、廃止した施設、売却できなかった施設をどうするのか。

また、統廃合を進めるべき施設が36施設指摘されていますが、統合後の使われなくなる施設はどうするのか。町はどうお考えか、お示ください。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

(上村 俊之 町長、登壇)

○(上村 俊之 町長)

藤田議員の質問にお答えいたします。

まず、廃止、売却等を進めるべき施設10施設についてですが、このうち7施設につきましては、指定管理者への管理委託・賃貸借契約・公募による売払い等により利活用及び検討中です。

残り3施設につきましては、各施設の所管担当課におきまして、施設利用者と協議を行い、方向性が決まり次第、売却・譲渡について検討することとしております。

次の「統廃合を進めるべき施設36施設を統合後、使われなくなったときに施設はどうするのか。」についてですが、先程の回答と同様に売却・譲渡等について財産処分を進めます。

それでもなお処分できない施設については、町単独費用での解体となりますので、計画的に解体を行ってまいります。

以上です。

(上村 俊之 町長、降壇)

○(3番・藤田 徹也 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、藤田議員。

○(3番・藤田 徹也 議員) はい。

いずれにしても、廃止する施設、売却できなかった施設、統合され使われなくなった施設をどうするのか、より早く、正確に、確実に示さなければいけないと思います。

2040年、上島町の人口は4,000人程度になると予測される中で、町の財政面から見ても先延ばしのできない課題の一つです。取壊すにしても町の単独工事になり、交付税措置を受け利活用するにしても、町の負担プラス年間維持費が発生するということになります。

2040年、人口約4,000人と想定すると、上島町公共施設あり方検討協議会において、御指摘をいただいた施設をベースに、民家の取壊しについても複合的に考えていかなくてはいけないと思います。そうすると公共施設、民間を問わず取壊しに関し、仮置き場、中間処理場

があれば、町も企業も町民もコスト面で大幅な軽減が期待できるのではないのでしょうか。

この点について、町はどうお考えか、お示してください。

○(田房 良和 住民課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、田房住民課長。

○(田房 良和 住民課長) はい。

中間処理場や仮置き場の件につきましては、現在、町にはですね、クリーンセンターなどの一般廃棄物の中間処理場はありますが、業者等が取壊し廃材などを排出する産業廃棄物の受入れ場所はありません。

確かに、町内にですね、中間処理施設や町内近隣にですね、中間処理施設等がありましたらですね、輸送とか、処理コストの軽減には繋がるとは思いますが、ニーズとかですね、費用対効果とか法規制等を考えるとですね、様々な課題があることは考えられます。

今後ですね、その辺と、そういう実施している自治体等あるかなどですね、調査研究していきたいと考えます。

以上です。

○(3番・藤田 徹也 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、藤田議員。

○(3番・藤田 徹也 議員) はい。

ぜひですね、先延ばしすることなく、他町村の調査も含めて、御検討いただきたいと思います。徐々に、人口約4,000人の行財政運営にシフトしていかなくてはならない現実が、目の前に来ています。

これから先も、上島町のポテンシャルを維持し、後の世代に負担をかけないためにも、行財政運営を複合的かつ柔軟に捉え、上島町公共施設あり方検討協議会より御指摘をいただいた施設及び民家の解体等を同一課題として、仮置き場、中間処理場設置について、上島町の積極的な取り組みを強く要望して、私の質問を終わります。

(藤田 徹也 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで、藤田議員の質問を終わります。

続いて、山上議員の質問を許可いたします。

○(4番・山上 耕司 議員) はい。

(山上 耕司 議員、登壇)

○(4番・山上 耕司 議員)

おはようございます。(複数の「おはようございます」の声あり)

議席番号4番、山上耕司です。

今日は、一つ質問をいたします。「中学校部活動地域移行について」お聞きいたします。

令和4年度に国がガイドラインを示したことを受け、愛媛県は4市町で中学校部活動の地域移行に向けた実践研究が始まりました。

上島町の中学校はみな小規模校なので、教員の数も少なく部活動の顧問が専門外の競技を担当することが多くあるようです。このことから教員の負担軽減のために、上島町の中学

校も休日の指導は外部指導員に委ねることも必要となってまいりました。

国や県が進める公立中学校運動部活動の地域移行に対して、上島町の取り組み予定や進捗状況をお尋ねいたします。

○(清水 伸 教育長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、清水教育長。

○(清水 伸 教育長) はい。

(清水 伸 教育長、登壇)

○(清水 伸 教育長)

山上議員の質問にお答えします。

本町においては、令和4年度からの2回の準備委員会を経て、本年度、14名の委員をもって「上島町部活動検討委員会」を立ち上げ、本日まで3回の検討委員会を実施しております。

その検討委員会を通して、国や県が進める部活動の地域移行の方向性を共有し、愛媛県スポーツ協会から講師を招聘するなど、先進事例を基に、地域移行に向けて協議を重ねております。

また、並行して、上島町部活動検討委員会において、国のガイドラインに則り、県の方針を参考に、「上島町の学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を策定中です。

その中において目指す姿、取り組みの方向性を示した上で、学校や地域の実情等に十分配慮しつつ、関係者の共通理解の下、段階的に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

(清水 伸 教育長、降壇)

○(4番・山上 耕司 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、山上議員。

○(4番・山上 耕司 議員) はい。

検討委員会が既に始まっていて、立ち上がっていて計画も進んでいるというお話で少し安心しました。引き続きよろしくお願いします。

外部指導者について、ちょっとお聞きします。

検討委員会の協議の中でも、外部指導者の話が出ていると思いますが、部活動の地域移行に向けて、町民の皆さんの中から、一刻も早く外部指導者を探していかなければなりません。

外部指導者は、休日の指導や練習試合・大会等の引率も行ってもらおうと思うんですが、そうすると非常に大変な仕事量になってくると思います。少しでも、指導者の人数が多いほうが、何かとスムーズに回ると思うんですけど、一競技に対して何名程まで上限が考えられているのか。また、ボランティアということでは、なかなかいろいろ難しいこととなると思います。

そこで、外部指導者への報酬とかの計画があるのか、お尋ねいたします。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長) はい。

外部指導者の一競技何名までかということでございますが、外部指導者の一競技当たりの人数は特に制限は設けておりません。しかし、1名だと負担がかかってもいけませんので、複数名の登録を予定しております。

また、外部指導者は、無償ではなく有償で御指導していただこうと思っております。1回の指導に当たっての報酬は、国の基準に倣いまして、一競技当たりの指導に必要な人数、1時間いくら、平日の場合は2時間まで、休日の場合は3時間までを上限としてただいま計画しているところでございます。

○(4番・山上 耕司 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、山上議員。

○(4番・山上 耕司 議員) はい。

わかりました。報酬が出るかどうかに関しては、これから外部指導者の皆さんを探していく中で、なられる方はそこも見ているというか、どうなんかなと心配している点なので、そこはいいのかなと思います。

また、人数、外部指導者の人数一競技、そうですね、複数名を考えてられるということは、やはり1名ではなかなか引率とか難しいと思うので、できれば複数名をそのまま進めてもらったらと思います。

上島町には、野球、サッカー、バスケット、剣道、卓球、陸上など、学生時代にも大いに活躍されたOBやOGがたくさんおられます。声をかければ、皆さん協力してくれるものと思います。

余談ですが、上村町長も40数年前、弓削剣道会を指導されたと思います。今日の職員の中にも教え子の方が数名おられますが、なんですか、大変良い成績を残したと聞いております。もし、お声がかかれば、町長も指導のほうを復活させてもらえればと思います。よろしくお願いします。

では、最後にもう一つ、外部指導者の協力をいただきですね、弓削高の部活動との連携がとれないか、中学生が弓削高に進学する選択肢の一つになると思いますが、その点いかがでしょうか。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長) はい。

そういった連携も含めて考えようと、この部活動地域移行検討委員会に弓削高の先生も入って、今現在協議を重ねているところでございます。いずれにいたしましても、学校や地域の実情と十分考慮した上で取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

私の名前も出たことですから、経験者の立場で、本来は教育委員会管轄かと思いますが、申し上げさせていただきますと、やはり子どもたちというのは勉強だけではなくて、部活動、

スポーツ、大変重要な部分です。人生の形成にあたっても、人間形成にあたっても大変重要な部分、教育の一環であると思っております。

ではございますから、もっと議員の皆様はじめ父兄、子どもたちにわかりやすいビジョンを示して、こういう形でこう行くということを早く示すべきではないかなと思っております。

私も大学卒業して、幸いにも剣道指導をさせていただきましたが、仕事が忙しくなって、10年以上指導したんですが、仕事が忙しくなって行けなくなった時期がございます。しばらくして、余裕ができたので、また剣道の教室に行かさせていただきましたが、少し余談ではありますが、練習風景を見て何かこう涙が出たことがあります。というのが、こうやってまた子どもたちを指導できるという、時間的な余裕ができたという、その感動であったのではないかなと思っております。

指導者の方々、外部指導者の方々にとっては大変時間の拘束はあるかと思いますが、その辺は教育委員会がしっかりスケジュール、或いはビジョンを組んで、今議員が、山上議員が言われたように経験者多数おりますから、お願いして回るのがいいのではないかなと思っております。

○(4番・山上 耕司 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、山上議員。

○(4番・山上 耕司 議員) はい。

ありがとうございます。検討委員会の中に弓削高先生が1名入っているということで、なかなか外部指導者というのは、今聞いてると中学校、公立中学校限定という話を聞いてるんですが、高校に入り込んでいくのもなかなか難しいと思いますが、何とか連携をしていただいて、弓削高のためにもなるとしますので、よろしくお願いいたします。

近い将来、上島町の中学校の部活動が、オール上島とか、上島クラブとして活躍するときに来るかもわかりません。そのときは、また町を挙げて応援してもらったらと思います。

以上で、私の質問を終わります。

(山上 耕司 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで、山上議員の質問を終わります。

ここで、一般質問中でございますけども、10分間、55分まで休憩といたします。

(休 憩 : 午前09時45分 ～ 午前10時55分)

○(前田 省二 議長)

再開いたします。

引き続いて、一般質問を行います。

続いて、濱田議員の質問を許可いたします。

○(10番・濱田 高嘉 議員) はい。

(濱田 高嘉 議員、登壇)

○(10番・濱田 高嘉 議員)

それでは、質問に入ります。

議席番号10番、濱田高嘉です。

主題はですね、「町外への移動に欠かせない各フェリー運航事業者の現況と将来展望について」お尋ねをいたします。

平成23年2月に生名橋が、令和4年3月に岩城橋が完成し、これまでの町内の主な交通手段が海上交通から陸上交通へと大きく転換し、町民生活の利便性が向上したと喜んでおります。

一方、尾道市・今治市への人の往来と車両での移動と言えば、一番利用者が多いのは町営生名フェリー、立石港から長崎栈橋間で、次が民間フェリーの会社のことで、詳細は分かりませんが、三光汽船の岩城小漕港から尾道の洲江港まで、次に家老渡フェリーの上弓削港から家老渡港間だと推測していますが、もし間違っていれば後で御教示ください。

そこで、フェリー運航事業者の関連した質問を2問行いたいと思います。

最初の1問目が、それぞれのフェリー運航事業者によって、利用者、利用車両、運航時間体、運航便数、運航距離、所要時間、車両積載台数、従業員数、運賃体系等も異なっており、一概に同列で論じることが難しいと思いますが、それぞれが生き残りのために方策や知恵を絞って経営、管理運営に取り組んでいると理解しています。それでも限界や限度があると思っております。

そこで、上島町として、三光汽船さんと家老渡フェリー運航事業者への現在の経営状況等について、どの程度把握され、どの様な対応・対策が必要なのか、将来も共存共栄を図って行けるのか、その見通し等について答弁をお願いしたいと思います。

2問目も続けますか。

○(前田 省二 議長)

いや。

○(10番・濱田 高嘉 議員)

1問でいいですか。はい。

○(前田 省二 議長)

続けて。はい。

○(10番・濱田 高嘉 議員)

続けていい。はい、じゃあ続けます。

それでは、2問目に入ります。

町営生名フェリーの令和3年度の総収入は2億1,816万8,720円でしたが、令和4年度の総収入は2億6,247万3,760円で、前年と比較すると4,430万5,040円の収入増となり、その理由は岩城橋開通の影響等と理解しています。

また、4月から立石港務所管理業務が、町直営から民間の岩城在住のセイコヤ代表、西本和記さんへ管理業務委託が変更となり、令和4年4月1日に委託契約書が締結され今日に至っております。

町直営から民間への業務委託もあって、先の9月定例議会中に、確か予算委員会だと思いますけども、令和4年度の生名フェリーの総収入2億6,247万3,760円の月別売上高一覧表等

の書類提出を求めましたが、未だに議会に提出されません。遅れた理由とそのいつ提出されるのか御答弁をお願いしたいと思っております。

以上、2問質問をいたします。よろしくお願いいたします。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。

(杉田 和房 総務部長、登壇)

○(杉田 和房 総務部長)

濱田議員の質問にお答えします。

まず、はじめに、車両の利用状況ですが、港湾統計によると、一番少ない航路は、失礼しました、一番多い航路は、立石～長崎航路であり、小漕～洲江航路と上弓削～家老渡航路は、ほぼ同等の利用となっております。

続いて、1つ目の質問の「フェリー2事業者の経営状況の把握とどの様な対応・対策が必要なのか、将来も共存共栄が図れるのか」についてですが、岩城橋開通に伴う航路事業者の対応は、御案内のとおり、岩城橋の建設は愛媛県発注の県道整備工事であることから、基本的には、愛媛県が架橋の影響による航路補償を含めた今後の航路再編の協議を行うこととなっています。

愛媛県から、フェリー2事業者の経営状況などの情報提供があり、現状について情報共有は行っているところですが、航路補償の期限が架橋後2年間となっており、フェリー2事業者も架橋後の現状や個々の航路の実情等を整理したうえで、運航体制や今後の方針を鋭意検討されている状況です。

住民の利便性確保のため、上島町に寄港する航路は、可能な限り存続していただきたいと考えていますが、先ずは、愛媛県の航路補償期限までに、各々の航路事業者がどのように存続していくか、対応していくかの方針を定め、交通の維持確保へ取り組んでいただきたいと考えています。

2つ目の質問の前に、生名フェリーの総収入についてですが、令和4年度と令和3年度を比較して4,430万円増加しているとの御指摘ですが、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の令和元年度と比較すると1,350万円、5.4%の増加です。令和4年度の売上げを分析すると、新型コロナウイルスの影響緩和と岩城橋開通が収入増の要因であり、架橋による増収は想定よりも少なかったと考えています。

2つ目の質問の、先の9月定例議会中に、令和4年度の生名フェリー月別売上高一覧表等の書類提出を求めたが、未だに議会に提出がされていないとのことですが、9月定例会後の議会から請求された資料は全て提出しております。なお、令和4年度分については、議会からの請求はいただいております。

以上、よろしくお願いいたします。

(杉田 和房 総務部長、降壇)

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員) はい。

それでは、1問目の質問に入ります。

1問目の質問は、架橋が県工事であって直接的な影響を受けているのは、航路としても県の問題であり、二次的な立場にいるという趣旨の答弁ではなかろうかと思うんですけども、そういうふうに理解してもいいですかね。そうなりますと、やはり地元のといいますか、要は岩城の小漕港から洲江までの航路については、これは必ずしも岩城だけではなく広島県の方々も利用しているという状況にあります。

先ほど言いましたように、ざっくりですけども4,400万ほど3年度と4年度と比較しますと売上げが増になっているということもありますが、また、それが一概に岩城橋の開通がメインだということも言えないと思いますが、やはり現実的に4,400万ほど上昇しておりますので、その8割ぐらいはですね、これ想像ですけど、推測ですけども、三光汽船さんは影響を受けたんでなかろうかというふうに推測はしております。

また、三光汽船さんは、それなりに営業努力といいますか、県のほうにも要請をして、支援ということじゃなくて、とりあえず航路の安全という意味で、防波堤の設置をお願いしているという状況を聞いております。その状況につきましてはですね、要はあその位置関係で言いますと、東風が非常に強いということで、風と波浪でうまく操船が難しいという面もありますので、従来から県の、広島県のほうに要請をして、防波堤の増設といいますか、新たに設けてほしいという話をしていますということで、この件は県のほう、広島県のほうでも、県工事として取りかかるということで、情報によりますと、明日、入札した業者が現場に入って、関係者に工事の状況等々について説明をするというふうなことも聞いております。

ですから、環境整備は、当然広島県のほうで、小漕港と同等の能力を持つような港湾施設にしたいということで進めているというふうに理解をしております。

そうした中で、橋が架かったので、これはもう県工事なんで県で任せたらいいんだということじゃなくて、地元の造船企業が、小漕～洲江間を使って資材を運んでるのも事実でございます。そういう観点からいって、全く知らぬ存ぜぬということでもいけないんじゃないかなと。やはり税収の大半が岩城の造船関係から上がってるという状況を考えますと、県だからというだけで、地元自治体は知りません、お互い、それぞれの企業が努力してくださいというような話では、すまないんじゃないかなとこう思っております。

そういう状況にありますので、決して家老渡さんもそうですけども、三光汽船さんも大変辛い環境下におかれて現在いるというのは、漏れ聞いております。

そこに、やっぱり地元の自治体として、あの航路がなければ、岩城の造船業界に多大な影響を与えるというようなこともありますので、何らかの方向で支援等々ができないものか、或いは運賃の見直しも含めて、というのは、生名、後で出ますけども、生名フェリーの運賃と家老渡さん、それから三光さんと比較しても、生名のほうが安いということもありますので、その辺を微調整といいますか、住民はさておいて、県外の車両は、別料金でもいいのではなかろうかという考え方も一つの方法ではないかと、こういうふうに思ったりもします。

これは、私の一存の考え方で、良いか悪いかというのは、判断はつきませんが、上島町の住民は今の料金で、県外から来るお客様については料金の見直しも含めて、そうすることが家老渡、或いは三光汽船さんのサポートにもなるんじゃないかと、このような考え方も

あるのではなかろうかと思うんですけども、その辺のお考え等々をお聞きしたいと思います。

○(後藤 隆宏 公営事業課課長) (挙手) 議長。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 上村町長。いいですか。

○(上村 俊之 町長) すいません。担当から。

○(前田 省二 議長) はい。

○(後藤 隆宏 公営事業課課長) (挙手) すいません。はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、後藤公営事業課長。

○(後藤 隆宏 公営事業課課長) はい。

はい、濱田さんの質問の件ですが、まずは、愛媛県に任せっぱなしいうわけではなくてですね、県の航路保証期間が2年間あるので、そこまでに航路事業者として、どういうふうな方向で今後体制を整えていくかっていうのを決めていただいて、それから状況を見ながら尾道市さんも多分関係あるんですね、そういうの状況見ながら、またいろいろと考えていくことが必要でないかなと思っております。はい。

料金、町内外で分けるのはちょっと物理的にちょっと難しいです。はい。(上村町長から「法的には」の声あり) 法的にも今の現状では、生名フェリーに関しては、ちょっと黒字経営となっておりますので、町外の人だけ高く取るということはちょっと難しいですね。できないですね。いう状態でございます。

以上です。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員)

確認したいんですけども、県が保証金を2年間のうちに出すという話ですね、有効が。この保証金っていうのか支援金というかわかりませんが、これを一旦もらおうとどうなるんですか。もうその航路を辞めるということですか。それとも、もらっても航路を続けれるということなんですか。

○(後藤 隆宏 公営事業課課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 後藤公営事業課長。

○(後藤 隆宏 公営事業課課長) はい。

いろんなメニューがあるみたいですね、県の支援に関しても、本当に全く航路を辞めてしまうからっていうもらい方もありますし、大幅な減便とかですね、それによる支援とかですね、また運航方法を変えるとかですね、そういったもので必要な経費がみていただけたらとかですね、いろんなメニューがあるので、そういった中で、航路事業さんが何が活用できるかっていうのを考えている段階だと思います。

以上です。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員)

この航路に対してですね、実は今年の5年度の当初予算に200万円の航路事業者運航継続支援金というのが計上されておりますけども、これはこの三光さん以外にですね、何社でこの金額を分けるのか、この金額200万が上がってますけども、これはもう支給済みなのか、まだ途中なのか、その辺の話と、それから、従来ですね、同じ名称で、平成30年から令和3年度までには700万とか600万近い金額が上がってたんですけども、今年の当初予算では200万というふうになってますけども、700万から200万に減ったというのはですね、何が原因だったかということと、それと、今後もこれを続けていくのかどうかという問題、200万で間に合うのかどうかという問題も含めてお聞きしたいと思っております。

先ほど言いましたように、三光さんの立場から言いますと、要は船舶の安全を重視して、県のほうに働きをかけて、広島県のほうで東風に対応した防波堤を造ると、設置整備していくというような前向きな形をとって行って、県も三光さんの存続を期待しながら、それをしてるというふうに理解するのが妥当ではないかこう思っておりますが、一義的には、この愛媛県と広島県の話によると、地元業者は、その成り行きに見合ったっていいですかね、成り行きをみて対処していくということなのか、積極的に地元造船業者に影響を与えるので、運賃も含めて、いろいろとサポートできるところはサポートしていくと姿勢を持つのか、それは三光さんだけでなく、家老渡さんも同じような状況にありますけども、家老渡さんについては、これは聞いた話ですけども、町が今ごみの収集やってますけども、ごみ関係の車両は全部、家老渡さんを使ってあげてるといようなことが聞いております。それが事実であれば、大変結構なことだなというふうに思っております。

これもやはり善意だけではなかなかもたないもので、非常に難しい問題が抱えてると思っておりますけども、そういうふうに行政の働きかけでしょうけども、そういう支援方策を家老渡さんにはとってあげているという状況を聞いております。それが事実であれば大変結構なことで、ありがたいこう思っております。

そういう観点から、三光汽船さんの存続、或いは地元造船業者の継続して事業ができるという環境づくりを行政がやっていくべきじゃないかと、こういう観点で、確かに一義的には県の問題かもわかりませんが、地元自治体として、地元の造船業者にはそれなりの態度と姿勢は示さなきゃいけないんじゃないかとこのように思っておりますが、いかがでしょうか。

○(後藤 隆宏 公営事業課課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、後藤公営事業課長。

○(後藤 隆宏 公営事業課課長) はい。

濱田さんの最初のほうの質問の200万円の件ですけど、4社で1社50万円で支給済みになっております。はい。これは燃料高騰に対する支援策ということで、国の補助金が付いたときにですね、ちょっと予算を獲得できたので、各航路事業者に金額が足りる足らないのはあると思うんですけど、上島町の中で、できる限りのことをさせていただいたというような状態でございます。

700万から200万に、ちょっと700万だったかがちょっと僕もちょっと記憶が定かで

はないんですけど、それは航路事業者の数が減ったからだと思います。コロナ関係で、1社大体50万ぐらいでうちは設計させてもらって、航路事業者に今まで3回ほど対応させていただいております。はい。

あとは、その家老渡フェリーさんのごみの収集とかですね、そういったことも家老渡フェリー汽船さんだけじゃなくてですね、三光汽船さんも含めて、うちのほうで何か問合せがあったりとかですねすれば、民間事業者のほうを使ってもらうように御案内させてもらっているというところが実際のところでございます。はい。

今後、行政がどうしていくかっていうところもですね、濱田議員さんも仰ったように、広島県側も大きな問題で捉えてくれているということもあるので、尾道市さんとはちょっと足並みを揃えて、先ずは状況を整理することが先ではないかということで尾道市さんも捉えておりますので、尾道市さんとはちょっと情報共有しながら、今後も整理していけたらなというふうに考えております。

以上です。

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

航路維持につきましては、以前からお伝えしているとおりでございまして、離島の町である上島町にとって、航路を維持するということは大変大切なことである。大きな都会がですね、いろいろと批判をされても、私たち島の人間としては航路をしっかり維持していく、これはもう重要な基本路線であると思っておりますので、今までもそのようにしてきたつもりでございます。

今回の点につきましては、今担当課が申し上げましたように、今、県と航路事業者との協議の最中でございますので、その協議を待ちたいと思っております。

それと、もう一点申し上げますと、今、民間航路で大きな影響を受けとんは家老渡さんと三光さんだと思いますが、家老渡さんの場合はよく相談に来られます。なかなか厳しいと、どういう方法があるかないかとよく来られますが、三光汽船さんのほうは、あまり、あまりというか相談には来られません。ということでどういう内容かはよくわかってない状況でございます。

次に、橋が架かると航路業者が大変経営が上手くいかなくなるというのは御案内のとおりです。そのために、実は生名橋が架かったときに、生名航路に民間航路業者、弓削汽船さんも入っていただきました。これは、雇用確保のためでございます。

しかし、残念ながら今直営になりまして、その民間航路業者が排除されたという状況になっております。私は、その生名航路に弓削汽船さんを入れたのは、将来の岩城橋が架かったときも考えてのことでございます。岩城橋が架かったときに民間航路事業者が大変困ると、そういったときに、また、パイが同じなので、決して生名航路が1,000万円黒字ということですが、これは経営努力をしたのではなくて、航路がないなったからそのお客さんが来ただけです。もちろん、橋が架かったからお客様が来たというだけでございまして、決して全体のパイが膨れてるわけではありません。

そういった意味で、岩城橋が架かったときに、岩城の航路事業者さんが困るであろうということから動いたところへ、要は生名公営渡船へ民間事業者の、失業されるから仕事がないなった方を入れていくというような考えで、弓削汽船さんを入れていた。

でもしかし、それも、今やそれもできなくなったということで、なかなか今度は岩城航路さんに関して、長江は廃止になりましたので、切符の販売業務を雇用調整として担っていたいておりますが、じゃあ次、どこにその人をもっていかうかというときに、今現在では、なかなかもっていく先がないというのが現状でございます。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員最後にしてください。

○(10番・濱田 高嘉 議員) はい。

それでは、小漕港のことについて、ちょっと話をしたいと思います。

実は、この件もありまして、何度か小漕港にも行ってみました。これはもう当然小漕港に再々行くようになったのは、橋が架かったからということで、非常に行きやすいということもあって、ちょいちょい行かしていただいているんですけども、正直言って、港としてはね、整備されてると思うんですよ。ところが、町内の港湾と比較して一番落ちるといいますかね、汚いといいますか、整理整頓されてないという印象が強くなりました。

これは、弓削港はじめ上弓削港、それから岩城港、それから佐島港、いろいろ、それから生名の立石、それから生名港もありますけども、小漕が一番整理整頓されてないというように受け取っております。

ぜひですね、駐在員っていうか、その職員が常駐してないということもあるんでしょうけども、今の時期で、やはり夏場の草が伸びてきて50cmほど上がって黄色くなったものが植わっているというか、そういう状況にあるということ、特にハウス周り、待合所、トイレ、それから自転車置き場、あの辺にですね、そういう50cmぐらいの枯れた草が今でも存在するということ。

それから、トイレが非常に汚い。他の町内の港湾施設と比較したら雲泥の差と言ってもいいぐらい手入れがされてないと。これは、常駐してないからということもあるんでしょうけども、これはどういう形で港の施設を管理運営しているのか。

そういうことも含めてですね、やはり桜のシーズンでは、もう皆さんがたくさん観光バスで来てるという状況にありながら、受入れする小漕港の待合所、トイレが非常に恥ずかしいというか、そういう状況にあります。使用禁止っていう大きな紙が貼ってるんですけど、それがもう剥がれて、天井からぶら下がってるというのが現状でした。

これは、目が届かない、或いは常駐してないということもあるんでしょうけども、やはり他の町内の港湾施設と同等に扱ってほしいというふうに思いますので、ぜひ、その辺は役場のほうで調整していただいて、うまくやっていただきたいと、このように思っております。

以上、小漕港に関するお話っていいですか、質問はこれで終わらせていただきます。

2問目のほうの話をさせていただきます。

先ほど、部長のほうからコピーを渡したというようにお聞きしたんですけど、私はその記憶はないんですよ。どうして言うかといいますとね、実は、去年のやはり9月議会で、4

月からかわったもんですから、9月の8日に質問に立ちまして、4月、5月、6月、7月、8月までの月別の売上げを教えてくださいたいとこう申し上げましたら、4月から7月まで報告があって、8月の売上げについてはですね、このように答弁されたんですよ。

8月分の実績については、確定した数字が現時点で集計できないため、4月から7月までの報告といたしますと。

8月31日に締めてですよ、質問が9月8日、1週間以上経ってですよ、8月の売上げが上がってこないというのは、これまでの説明と全然違うんじゃないですか。歴代の公営担当課長は、公営事業課の担当課長は、少なくとも毎日計算をして銀行に持込んでやってますと、間違いございませんという話で一貫してきましたし、また、昨年の7月の質問にも担当部長から間違いございません、ちゃんとやってますというお話があったにもかかわらず、1週間以上経っても8月の売上げの集計ができてませんと、そういう状況であるという。

これはおかしいでしょう。これは現場の問題ですよ。ということは、職員の問題でもあり、又は、業務を委託したセイコヤさんの問題でもあると。当然、セイコヤさんはその都度集計をして、町職員のほうに報告をしてると思うんですけども、9月8日に一般質問を上げてます。それが、8月は出ません。集計できてません。

それで何を根拠にですね、2億6,000万ありましたって言っても、私はこの決算書で見ることができないんですよ。（濱田議員「決算書」掲示）月別の売上げもここ入ってませんよね。ただ決算書に書かれてる。

ただ、車両と人間の売上げの別、大体人間が、客が、14%ぐらいで、あと86%が車両の売上げですけども、2億6,000万の数字はこれで見ることができましても、月別にどういう売上げがあるかもわからない。だから私は、今年の9月の議会で、これは2億6,000万わかるけども、内訳を教えてくださいと。

ところが、セイコヤさんが受けた仕事の中身にはですね、ちゃんと書かれてるんですよ。毎日集計して出しなさいと。大きく言いますと、仕事が8項目に分かれてですね、そのうちの4番目に乗船券等の売上げの集計、帳票の作成、これはもう帳簿のことでしょうね、をやりますと。これ入ってるんですよ。

どうして1週間以上経ってね、8月の出ないのかと。こんなことおかしいでしょう。このときね、9月の議会で担当部長が集計できませんと言ったから、私はもうそれで終わりました。責めてもしようがないんで。

そういう状況にあって、これはもう昔の話で恐縮なんですけども、担当課長が汗を拭きながらですね、1円の違いもありますという話をされてまして、それで質問が終わるかなと、答弁終わるかなと思ったら、わざわざ町長が手を挙げて、5円・10円の違いは許容範囲ですとこう仰った。私は驚きました。議会で言う答弁じゃないなと。でも、これも、聞き流したというのか、問題にしてません。

ていうのは、もうこういう話はね、ここでしたくないんですよ。でも、現実として、売上げをちゃんと集計してます、ちゃんと管理してます、銀行に持込んでます、間違いありませんと言いながら、1週間経っても8月の売上げが出てこない。9月の8日に質問して。何とか間に合わすのが職員であり、担当部署の、セイコヤさんの責任でもあろうかと思えますけ

ども、それが実行されない、実施されないという状況。

また、先ほど部長の話を言うと、2億6,000万については、月別の表は与えましたと、提出してますと仰いましたけど、私は見てません。で、あえてここで言ってます。皆さんもらってますか。議員の皆さん。ぜひですね、こういうことが起きてるという、だから、やっぱり玄関口はね、やっぱり250万セーブできるからって民間に渡しちゃまずいですよ。私はそう思います。責めてるわけじゃないですよ。

現実的に、職員が委託先の人にですね、早く集計出せと言えばそれで済むことが、9月の議会でも、9月8日の議会で答弁できなかったという事実、これも今回ずっと続いてんじゃないですかね。何を信用したらいいんですか、2億6,000万ありましたと言って。何ら私ももらってませんし、信用できるものがないという状況。

同僚議員にお聞きしますけども、2億6,000万の一括の月別の売上表をもらいましたかね。（「もらってないと思います」の声あり）私は、非常に神経質ですから、間違いもありますけど、そういうもらったものをね、記憶してないんですよ。だから、こうして一般質問に上げてるといことです。

平気でこういうね、嘘と言いませんけど、虚偽の説明をされたら困るということ。濱田さんいっぺん、あんたもういっぺん事務所帰って調べてみて渡してるよという話じゃない。ここでよく答弁されるのは、渡しましたという趣旨を仰ったので、そういうね、情報操作っていいですかね、そういうことはね、もうやめましょうよ。私もそんなことはしませんし、もらってないものはもらってないと言って、わからないものわからないと。

だから、要は2億6,000万ありましたって聞いても、ああそうですかっていうだけで、本当にあったのかどうか、1億円どっかいったのか、2億円どっかいったのかわかりませんって言われてもね、いやそうですよ。

それから、今年のやはり同じような質問でしましたけども、セイコヤさんとか、西本さんとかいう名前、それから、有限会社長江フェリーの代表取締役ということ、お名前を仰ったのは、行政サイドから仰った。今回、私はここに、質問書にセイコヤさん、大西さん、大西さんじゃない、西本さんとか書いてあって、これは書かないほうがいいんじゃないかという話、これないでしょう。契約当事者ですよ。

私は、この当事者の年齢とか、子どもが何人いるとか、どこに住んでるとかいうこと聞いてません。そういうふうね、質問者に動揺を与えて意味がないじゃないですか。私が質問したんだから、部長、私に持ってくるのが最初でしょう。それが筋でしょう。あなたはいっぺん持ち帰って相談しますという趣旨の話だったと、私は思いますけども、いくらね、宮仕えといえどそういうねえ、虚偽の答弁はしていただきたくない。

それと、話がずれましたけども、要は、今、私が運賃考えたらどうかと言ったのは、三光汽船さんの問題もありますけども、二重、ダブルスタンダードになるかもわかりませんが、今この近辺で、100円以下でフェリー乗れるとこないと思いますよ。尾道の尾道から向島に渡る、これも100円ですよ。だから70円を上げると言ってんじゃなくて、私は町民には70円で結構です。でも、一般、他所から来た人は100円もらってもおかしくないんじゃないのと。立派な船、大きな船、尾道の向島に渡ってる船よりも数倍大きく、人もかかっている、油

代もかかり経費もかかっているから、70円じゃなくて他所の方は100円もらっても罰当たらないんじゃないのということですよね。

それと、一つの、これは全く参考にならないと思いますけども、今年の5月20日ですかね、四国の四国J R、これが一斉に運賃上げました。これは、いろいろと理由があると思いますけど、間違いないように言いますと、5月の20日から運賃上げて、初乗りが170円から190円になった。それから、運賃の平均の普通運賃が12.51%上がり、通学定期が22.43%上がり、通勤定期が28.14%上がったと。これが世間の相場っていうか、J Rの数字ですよ。だからこれにね、準じて上げてくれって言ってるんじゃないですよ。世間はそれで上がっていると、物価高騰してるということ。

だから、やはり長江さんが150円取ってる、家老渡さんが100円取ってる。そこに70円だったら差がつかますよね。だから、町民は別に上げてくれって言ってるじゃなくて、町民は70円で結構ですけど、第三者は100円もらっても罰が当たらないんじゃないかなというふうに思います。

それをダブルスタンダードというかどうか分かりませんが、そういう配慮をしても行政としては、可能ではなかろうかと。そうして均衡をとって、他の航路を保護していくという姿勢を示さないと、うちは町営だから、あとはもう県が考えるべきだという話ではないと思いますけど、最後に、その辺のお話を聞いて終わりたいと思います。

○(村上 和彦 副町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、村上副町長。

○(村上 和彦 副町長) はい。

まず、資料の提出の件でございますが、先日、10月24日付け上議発第233号で資料請求がありました生名船舶の関係につきましては、令和5年4月から令和5年9月分の実績の写し一式というような形で、議会からの文書をいただいておりますので、その令和5年度分の実績については議会に提出したということで、部長のほうからそういう回答をさせていただきました。

先ほどから、濱田議員さんが仰っている令和4年度分の実績についてはですね、正式な議会からの請求がございませんので、それについては提出していないというような状況でございます。

それから、もう一つ、9月8日の議会で、8月分の実績が出ていなかったという点についてでございますが、私も以前、生名フェリーのほうを担当していた時期がございましたので、そのときの記憶で申し訳ないんですけど、回答させていただきますと、後払い制度というようなものが稀ですがございます。

これは月、その都度払わなくて、つけて月締めにして次の月の初めに請求するというような制度でございまして、稀ですがそういうものが何件かございます。それにつきましては、翌月の確か中旬頃だったと思いますが、それぞれ振り込み等で役場のほうに入ってきます。そのため、回漕店のほうに直接現金が入るようなものじゃございませんので、回漕店業務で全ての収入が集計できるわけではないということでございます。

そのため、正式な月末締めの金額っていうのは翌月の中旬以降ぐらいかな、(後藤公営事

業課長に確認) 中旬以降ぐらいじゃないと正確なものはできないというような状況になっておりますので、9月の初旬あたりでは、8月分の実績が出ていない。そういうふうな状況になったものというふうに私は理解しておりますので、その点をよろしく願いいたします。以上です。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員、最後でお願いします。

○(10番・濱田 高嘉 議員) はい。

今、副町長が仰ったようにね、そういうことは、初めて私は聞くんですよ。いや町長本当ですよ。(上村町長から「調べにやいかんよったじゃない」の声あり)

その日の売上げはその日に集計して、すぐ銀行に持って行って間違いございませんという話を聞いてて、他の支払いが月中に入ったりなんかするという話は初めてここで聞きますよね。だから、今出なかった理由をああだこうだと言ってらるんで、そういう答弁されてるから、私は少なくとも31日に締めたら、2日あれば、3日あれば、8日の質問に間に合うんじゃないかということで質問してるんですよ。

だから、もうそっからボタンのかけ違いですよ。我々は、その日に現金入ったものが集計されて、1日か2日ずれて出てくると。調整、調整というかその集計してね。それがね、請求出して入金されたり、そういうものがあるんですよって言われたら、最初からそういうものはあるという前提でずっと一貫してこないと、我々は、その日その日にちゃんと集計をして出してるというふうに思ってますから、その金額が間違いございません、銀行に持ち込んでますという。

だから、どうしてもね、そういう全て答弁がおかしいじゃないかといったら、こういう理由です、こうですよという話になっちゃう。これはね、もう一般的に言うとアンフェアな答弁ですよ。質問が幼稚だという部分もあるかもわかりませんが、やっぱり質問をしたんだからその質問に対して答弁していただきたい。こういう問題がありますよというんだったら、そういう問題は事前に言っていたかないと。

これまで、この運賃の回収の集計については、何人も質問してますよ。私も何回も質問してます。同じ答弁ですよ。もう間違いございません、その日に集計して、遅くとも1日2日、土日が入ればその月曜に持込んでますと。だから、売上げが間違いありませんというふうに聞いてますから、そのように思っても仕方ないと。

それが後からこう出てくる、集金がする、或いは振り込まれてくると、そういうものがありますから出ないんですよって言われたらね、最初からそれ言えよという話になりますんで、ぜひですね、そういうことのないように。

そうずっと、年度変わっても出てきたらそれは年度前に移すんですか。その3月、3月締めて4月にも本来は入れなくて、3月分に入れちゃうという。あとで請求が入ってきたものは3月に入るんですか。

○(村上 和彦 副町長) (挙手) すいません、よろしいですか。

○(前田 省二 議長) はい。

○(村上 和彦 副町長) いいですか、はい。

年度を跨いで入ったお金につきましては、出納閉鎖期間というのが5月までございますので、前年度分として処理するという形でございます。

それから、先ほど指摘がございました毎日の売上げのことについてでございますが、以前の協議、私の記憶では、回漕店業務についての審議をしていたとき、回漕店として収入したお金については、日々チェックをしてやっているということでございます。回漕店業務イコール、先ほど申しましたが、生名フェリーの全ての売上げではないということで、回漕店業務とは切離した形で回答していたため、そこに濱田さんの言う行き違いがあったというふうには認識しておりますので、御理解のほうをお願いしたいと思います。

○(上村 俊之 町長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

今、具体的な案件に関しては、副町長が申し上げたとおりでございます、1日の売上げと決算、月の決算というのは違うものであるっていうことは、商売をしてる人は全て知っていることであろうかと思えます。

一点だけ、前も申し上げておりますが、私どもは隠す資料は何もありません。ですから、いやいや、でも一人一人の議員の方が言われると混乱するし、仕事量が莫大に増えるので、議会から請求してください。議長名で請求してください。議長名で請求していただいた資料に関しては、この生名公営渡船に関しても、全部出させていただきます。

同じことを繰り返しますが、令和4年度の請求は来ておりません。

もう一点、職員の名誉のために申し上げますが、今回の答弁にしても、今回の数字にしても、我が職員は虚偽の発言もしておりませんし、嘘も行っておりません。

以上です。

○(前田 省二 議長)

はい、これで濱田議員の質問を終わります。

規定回数大分過ぎております。よろしいですか。(濱田議員に確認) はい。

(濱田 高嘉 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

続いて、林敬生議員の質問を許可いたします。

○(2番・林 敬生 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) 林議員。

○(2番・林 敬生 議員) はい。

(林 敬生 議員、登壇)

○(2番・林 敬生 議員)

議席番号2番、林敬生。

本日は、1問の質問をさせていただきます。

主題としまして、「令和5年7月1日施行の道路交通法改正のいわゆる電動キックボードに伴う上島町の対応状況について」ということです。

令和5年4月1日から、道路交通法の改正では自転車のヘルメットの装着努力義務、都道

府県条例による自転車損害賠償責任保険等への加入の義務化、これは県によっては努力義務化ということになっておりますが、始まるなど、運転免許を必要としない車両に対する規制が強化されつつある中、令和5年7月1日よりいわゆる電動キックボードに関する道路交通法の改正が行われました。

この法改正では、0.6kw以下で、最高速度で時速20km以下、電動キックボードで他にも様々な制限はあるが、これを特定小型原動機付自転車、略して特定原付と位置付け、16歳以上であれば運転免許証を取得することなく運転できるというものです。

これは、ある種の規制緩和とも思えるルール作りであると私は認識しているのですが、この法改正に対して上島町ではどのような準備・対応を行ったのか御説明いただきたい。

お願いします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

(上村 俊之 町長、登壇)

○(上村 俊之 町長)

林議員の質問にお答えいたします。

本町でも対象車両の登録に伴う専用ナンバープレートの作製、及び交付申請書の様式を改正し、令和5年7月から特定小型原動機付自転車のナンバープレートの交付を開始しています。

また、新たな車両区分を追加することから、性能や寸法などいくつかの要件を満たす必要があり、個人でも登録が可能であるため、課内や各支所担当者と情報を共有するとともに、住民の皆様へは、対象車両の要件や税率について、ホームページにて周知しているところです。

なお、12月1日現在、登録車両は1台となっております。

(上村 俊之 町長、降壇)

○(2番・林 敬生 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、林敬生議員。

○(2番・林 敬生 議員) はい。

正直、大体想定通りというような感じではあるんですが、なぜ、こういった質問をさせていただいたかというところでですね、原動機付自転車と小型特殊自動車、これのいわゆるナンバー登録は市町村で行います。

その際、販売店をかえしての登録であれば、販売店も信用問題がありますので、誤登録ということはまずないと思われませんが、過去にですね、その部分を悪用された例というのを、私はちょっと存じ上げております。ちょっとその点については、ここでは御説明は省かせていただきます。

さて、某通信販売サイトなんかを閲覧しますと、電動キックボードが多々出品されています。一件一件細かく熟読したわけではありませんが、公道走行可というふうに記載されて販売されているものの中には、明らかに保安具、俗にいう灯火類ですね、こういったものが不足

していて、原動機付自転車として登録できないようなものっていうのが、過去に散見されておりました。

この度の法改正以降も、特定小型原動機付自転車ということで、該当するものか不安になるような車両も実際見受けられます。そういったところで、先ほども町長から答弁にありましたけど、個人で購入され、車両が本当に該当車両として、認識して登録できるものなのかっていうところの判別が、本当に可能なのですかというところを改めて確認したいということです。

ナンバープレートの交付を受け、自賠責保険ですね、俗にいう自賠責保険をかけてしまえば、公道を走行してもよいと、許可されたものとして言われるっていうことが起こりませんか。そういう状況をつくらないような準備が本当にできていますか。改めて確認をしたいと思います。

ちなみに、国土交通省ホームページのほう確認しますと、12月1日現在ですね、（林敬生議員「資料」掲示）こういった、特定小型原動機付自転車に認定されているっていう書類、車種の写真等もついたものがホームページにアップされ、車両が現時点で28車種、11月1日現在では22車種ほど登録されて、公開されております。

こういったことを本当に担当窓口の方、間違いなく理解し、登録を行えているのかっていうところにちょっと不安が残りますので、改めて質問したいと思います。

よろしくお願いします。

○(田房 良和 住民課長) （挙手）はい。

○(前田 省二 議長) はい、田房住民課長。

○(田房 良和 住民課長) はい。

まず、国土交通省のホームページにですね、認定された特定小型原動機付自転車が記載されていることは、確認はしております。他の担当、各支所にも周知しているところでございます。あと、質問にございました個人で購入した車両がですね、認定された車両か、該当車両であるか確認しての登録が正確にできるかというような件につきましてはですね、個人の購入した車両もですね、登録は可能となっております。

まず、登録の確認方法なんですが、個人から登録申請がありましたらですね、先ほど林議員が言われました国土交通省のホームページでですね、認定された車両かどうかというのをまず確認します。また、認定されている車両につきましてはですね、型式認定番号表とかですね、性能等確認済みシールが発行されているというところがございますので、それを確認して、認定車両であれば、登録は行います。

次に、個人で売買で、まだ認定を申請中とかですね、認定受けてない車両につきましてはですね、販売証明書とか、区分要件や保安基準が確認できるカタログとかですね、あと、取扱説明書などで確認して登録します。またですね、必要によってはですね、担当者が実車両を実際に見て確認して登録するようにしておりますので、誤登録はないというふうに考えております。

以上です。

○(2番・林 敬生 議員) （挙手）はい。

○(前田 省二 議長) はい、林敬生議員。

○(2番・林 敬生 議員) はい。

実際、警察庁のホームページなんか見るとね（林敬生議員「資料」掲示）、認定証っていうもののサンプルも出ておりますので、誤登録のないように、しっかりと確認していただきたいと思います。

なぜですね、そういったところで、こんな質問しているかということで、もう一つ、私の言いたいところがあります。

まずですね、先ほどホームページ等でお知らせしたということではありますが、私事ではありますが、私がですね、先週受けた講習の中にですね、コンプライアンス、いわゆる法令遵守について、昨今、企業におけるコンプライアンス違反に関してですね、表沙汰になっているのは、世界的には2000年代、日本での取り組みは2010年を過ぎたあたりからというところと言われておりましたが、学生たちへのコンプライアンス教育を大学等で行ってきた。

その成果が、今、企業のほうで出てきた結果、表沙汰、これはコンプライアンス違反だから、ちゃんと正してもらおうというふうな考えが主流になってきたものであるというようなお話がありました。

昨今でも、ある歌劇団の過重労働などの問題についても取りざたされ、それについては慣例や伝統から来るものというふうな話も出てはおりますが、果たして、心身に悪影響が出るもの、そういったものを慣例・伝統で片付けていいものなのかっていうような疑問が残ったりします。

そういった例も踏まえ、法に照らし合わせて、違法であれば正さなければならない、違法なものを認めてはいけないというふうなところを教育してきたから、徐々に変えてきたというか、変わってきたという行為のあらわれであるというふうな講習を受けさせていただきました。

話を戻して、私がですね、この小学生ぐらいのときには電動ではありませんけど、キックボードというものは公園で遊ぶものであって、公道では乗っていけないですよというふうに教育されてきました。そういった形で僕ら以前のルールでは、以前はこうだったから乗ってはいけませんよという話で終わらしがちなんですが、今技術の進歩、特にですね、電池がたくさん、小さなものでも、長く使えるっていうようなものもありまして、ルール、法改正を変えながら、このキックボードを公道で走ることを認めていったっていうような観点があるかと思います。

そういったことで、本法改正についても対象となるのが、16歳以上であれば、よく俗にね、高校生であれば免許を取得しなくても乗れるよというところでもありますので、そういった高校生から、こういった法改正ですよっていうことをお知らせするだけではなくですね、できれば中学生、小学生にも教えるべきではないでしょうかというところなんです。

今、自転車の乗り方教育などもね、学校でしていると思いますが、教育委員会といたしまして、そういった点についてはどのように思われるか、お聞きできたらと思います。

○(梨木 善彦 教育課長) （挙手）はい。

○(前田 省二 議長) はい、梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長) はい。

先ずは、小中学生におきましては、学校現場において、交通ルールや自転車の乗り方についてしっかりと交通安全教育を実施した上で、とりわけ中学生などは、今般、今般の対象年齢に近いものとなっておりますので、そういった電動キックボードの特性とか、正しい知識が身につけられるよう交通安全教育の充実に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○(2番・林 敬生 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、林議員、最後にしてください。

○(2番・林 敬生 議員) はい。

そういった形で取り組んでいただいているというのは、ありがたいことだと思いますが、今回、主題にした道路交通法の改正だけではなくですね、先ほど少し間で挟みましたコンプライアンス教育も含めて、いろんな面で時代が変わっているというようなところもありますので、児童生徒からの教育についても、取り組むべき問題多々あるかと思います。そういった情報について我々も皆さんも、アンテナを広げて取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

(林 敬生 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで、林敬生議員の質問を終わります。

途中ですが、池本さん、また休憩後でよろしいですか。(池本光章議員に確認) はい。

それでは、ここで休憩を11時10分までといたします。

(休 憩 : 午前11時01分 ～ 午前11時10分)

○(前田 省二 議長)

開会いたします。

続いて、池本光章議員の質問を許可いたします。池本議員。

○(7番・池本 光章 議員) はい。

(池本 光章 議員、登壇)

○(7番・池本 光章 議員)

議席番号7番、池本光章でございます。

本日は、「上島町における予防接種の現状と将来展望」ということで、一つ質問をさせていただきます。

久万高原町における予防接種は、私の調べたところ、インフルエンザ予防接種、風しん抗体検査・予防接種、子どもの定期予防接種、高齢者の肺炎球菌感染症予防接種、おたふくかぜの任意予防接種、高齢者の肺炎球菌感染症任意予防接種、带状疱疹の任意予防接種が実施されているようですが、上島町における予防接種の現状と将来展望についてお伺いします。

○(今井 稔 健康福祉部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、今井健康福祉部長。

○(今井 稔 健康福祉部長) はい。

(今井 稔 健康福祉部長、登壇)

○(今井 稔 健康福祉部長)

池本議員の質問にお答えいたします。

上島町では、定期予防接種のみ実施しております。

定期予防接種は、予防接種法に基づく予防接種で、自治体の実施することになっています。

その内訳は、子どもの定期予防接種10種類及び高齢者を対象としている定期予防接種である肺炎球菌・インフルエンザ予防接種、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれ男性を対象とした風しん抗体検査及び予防接種です。

これ以外の予防接種は任意予防接種となります。

将来の展望についてですが、現在、国の審議会などでおたふくかぜ、带状疱疹などの任意予防接種について検討されているところであり、上島町においては、国の動向を注視しながら予防接種に取り組んでまいります。

以上です。

よろしく願いいたします。

(今井 稔 健康福祉部長、降壇)

○(7番・池本 光章 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、池本光章議員。

○(7番・池本 光章 議員) はい。

任意については、責任の云々という問題が生じますので難しいというところはわかりますが、この前の6月の愛媛県の定例会で出された意見書について、ちょっと読み上げてみますね。

带状疱疹ワクチンへの助成及び定期接種化を求める意見書。

带状疱疹は、過去に水痘・带状疱疹ウイルスに感染し、水ぼうそうを発症した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏するウイルスが再活性化し発症するものである。

日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症すると言われており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもある。

この带状疱疹の発症予防のために、ワクチンが有効とされているが、費用が高額になることから接種を諦める高齢者も少なくない。

带状疱疹による神経の損傷によって、その後も痛みが続く「带状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残ることもあると言われている。

一般的に、ワクチンを公費負担や勧奨の対象とするためには、予防接種法上の定期接種に位置付ける必要があるところ、現在、厚生労働省の審議会において、国内の带状疱疹の発生状況や、医学的・科学的知見等についての整理を進めていると聞いている。

よって、国においては、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性等を早急に確認

し、带状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月7日。愛媛県議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官。

ということで、意見書が提議され、原案可決されております。

これが、愛媛県の流れであり、ある市においては、一般質問で議員がこの带状疱疹についての質問も行っております。

この带状疱疹というのは、痛みが人それぞれ様々なようですが、ある罹った人に言わせると、5寸釘を打たれたような痛みがあるというようなことも聞いております。今申し上げたとおり、この带状疱疹によって、後の様々な症状が現れてくるのも、これまた大変なことだと考えております。

そういった、今の带状疱疹についての扱い、世間の動きの中においてですね、この上島町、ちょっと余談になりますが、道の駅構想、マリーナ構想、6億円もかけて建設される高校宿舍、それらにおける町が抱える借金は数億円に上ると考えますが、また、建設後の維持管理費の数千万円も全て上島町の負担となります。

美しい町を目指しているのではないですか、町長。美しい町とは、住み良い町でしょ。住み良い町とは、どんな町なんでしょうか。子どもたちへの気配り、お年寄りへの配慮、労働者へのエール等、行政として何ができるのか。何をすべきなのか。ワクチン接種を受けたいが、ちょっと高いから辛抱しようか。そういった人たちの背中をちょっと押してあげる。これが行政の仕事ではないのですか。住民へのサービスを充実していくことが、住みよい町、美しい町づくりに繋がるのではないのですか。

町長、あなたは大変よく勉強されています。A市がこういったことをやっている。B町がこんなことを企画している。調べて報告しなさい。こういった形で業務を進めてこられたかと思います。久万高原町の取り組みを見て、今後の上島町のワクチンと予防接種について、御老人、子どもたちへの支援を今一步前に進めて、町単独でやっていこうというお考えはないですか。どうですか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

先ほど、池本議員、愛媛県議会の意見書、国へ提出された意見書を朗読していただきましたが、私も正にそのとおりでございまして、国に対してしっかり働きかけていかなければならないと思っております。

○(7番・池本 光章 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) 池本光章議員。

○(7番・池本 光章 議員) はい。

この前の全員協議会でもそうでしたが、私が三つ質問をしてるのに、一つもお答えいただけませんでした。今日も今のは回答とはなっておりませんよ。久万高原町の取り組みについ

て、あなたはというふうにお考えなのかという問合せについて、国の施策について言われても困りますよ。

美しい町づくり、建物を造って、港を整備して、来てもらった人たちが、ああ綺麗な港だな、美しい建物があるな、それが美しい町づくりですか。もっと目線をね、足元の家族同様である住民に向けてください。困ってる人いっぱいいるんですよ。ちょっと、ほんの予算のちょっと計上してあげたら、喜ぶ住民たくさんいますよ。借金を抱えるばかりじゃどうもならないと思いますけどね。

これから、もうちょっと住民のことを考えて、取り仕切っていただくようお願いを申し上げます。一般質問を終わります。

(池本 光章 議員、降壇)

○(前田 省二 議長) はい。

これで、池本光章議員の質問を終わります。

続いて、大西議員の質問を許可いたします。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

○(前田 省二 議長) 大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

○(前田 省二 議長) 慌てんでええよ。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。すみません。

(大西 幸江 議員、登壇)

○(8番・大西 幸江 議員)

はい、議席番号8番、大西幸江です。

今日は、一つ質問をさせていただきます。

「高齢者の安心な暮らし対策を」と題して、質問します。

「認知症やその疑いがあり行方不明になった人は、去年、全国で延べ1万8,700人余りと、この10年でほぼ倍増しています。」というニュースが流れたのは、記憶に新しい人もいらっしゃると思います。

高齢化率の高い我が上島町でも、近年、行方不明となる方が出てきており、中には死亡につながったケースもありました。隣近所の見守りや商工会の見守りネットワーク事業、社会福祉協議会などのデイサービス、医師の往診など、今までも様々な手段で高齢者の支援や見守りを行っているところです。

ですが、新型コロナウイルス感染症以降、高齢者の方には新たな悩みが発生していると、町づくり懇談会でも話題として持ち上がりました。

普段は元気な高齢者の方で、運転免許は持っておりません。体調が悪くなり発熱してしまった。町内の医院で受診したいが、コロナやインフルエンザの可能性があり、バスに乗ることははばかれる。かといって、救急車を呼ぶほどでもない。こんなとき、病院に行く方法がないか、という質問でした。

実際、社会福祉協議会などの有償運送サービスは、要介護者でなければ利用ができません。コロナやインフルエンザは、5類なのでバスに乗ることは可能ですが、他の方の迷惑になる

と思えば、公共交通機関を利用するのは負担に感じることでしょう。救急車は、あくまでも救急搬送ですからタクシーのように呼ぶわけにはいきません。

ちなみに、上島町の新型コロナウイルス感染症などの感染症が疑われるときには、県の対応に準じており、感染したかとも思ったら慌てずに症状や常備薬を確認して、新型コロナ抗原定性キットを用いて自己チェックすることになっています。陽性で症状が重い、高齢者などの重傷者リスクが高いなどの条件に合えば、かかりつけ医に連絡となっています。

そこで質問します。

普段元気な高齢者等、現在の支援体制に合致しない方たちに関して、町としてどのような見守り、相談体制があり、お困りごとが発生したときのサポート体制を整えているのか御説明ください。

○(今井 稔 健康福祉部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、今井健康福祉部長。

○(今井 稔 健康福祉部長) はい。

(今井 稔 健康福祉部長、登壇)

○(今井 稔 健康福祉部長)

大西議員の質問にお答えいたします。

上島町の見守り、相談体制として、独居高齢者を対象として緊急通報装置の設置事業、町内に身寄りがいない高齢者を対象とした独居高齢者見守り事業、郵便局などの協力事業者から日常業務の中で気付いた異変を町へ連絡する地域見守りネットワーク事業、行方不明になる恐れのある高齢者が事前に登録し、行方不明になった場合に早期保護を目指す徘徊SOSネットワーク事業があります。

困りごとが発生した場合のサポート体制・相談体制についてですが、元気な高齢者についても、見守り事業としては御希望により利用が可能です。また、介護タクシーの一部については、どなたでも御利用できるものもあります。

以上のように、上島町では、見守り、相談体制を整えていますが、元気な方のお困りごとについては、その方のおかれた状況等によって対応が異なりますので、お手数ですが、各支所まで御相談や連絡をお願いいたします。上島町として丁寧に御説明させていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

(今井 稔 健康福祉部長、降壇)

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

今たくさんこういうことをやってますという説明していただいたんですけども、皆さんのところにこういうのいってるのは御存知ですか。(大西議員「介護保険のてびき」掲示)

この「介護保険のてびき」、実際には元気な人には、この介護保険って書かれたら、これって私関係ないんじゃないんみたいな気持ちになって、一応私も家にとってはあるんですけど、大して開いて詳しく見たことはないんですが、でもこの中に、こういうのがあるんですよ、これ、地域包括ケアシステムの姿。

これって、この絵を見てももらったらわかるんですけど、（該当箇所を指で示す）ここがいわゆる元気な方の見守りの部分。ここは介護とか医療になってくるんでね。ここが元気な方の。高齢者の社会参加とか、生活支援、それと、介護予防サービスということで、ざっくりここに、こんなことやりますみたいなのが書いてあるんですけど、ここに書いてあるのは、あくまでも地域サロンの開催とか、それから見守り、安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除などの家事支援っていう何か抽象的なことしか書いてないんですよ。

だから、さっきここで、これだけやってますって言った緊急通報システムもしかり、見守りもそう、日常のこともそう、徘徊SOSネットワークもそう、それから介護タクシーが、誰でも利用できるものがありますよということも書いてないので、住民の方がまずアクセスできないんですよ。

もちろん、これ配ってもさっきの私みたいに、これ私は関係ないかなと思って見ないってということもあるかもしれないです。でも、やっぱり高齢の方で、一人暮らしで心配な人のための冊子ですっていう、もうちょっとここ介護じゃなくてね、もうちょっとそういうやわらかい書き方をしてお渡しできれば、例えば、今やってる敬老会とか、あのときにお渡しして、各地区に少し面倒かもしれませんが、行って説明して渡せば、またちょっと違うのかなと。こういうね、せっかくいいことやってても、知らないと利用できないんですよ。

他にもですね、社協さんの事業報告も（大西議員「社協事業報告書」掲示）ちょっとお借りしたりしたんですけども、ここにもたくさん事業やってます。でも、これも社協さんの冊子、広報ありますよね、あれもなかなかちゃんと隅々まで読まないと、実際どれを自分が利用できそうなものなのかっていうことは、非常にわかりにくいと感じています。

ここでやっぱり、上島町が頑張るわけですよ。このわかりやすい冊子を作ったり、それから民間の事業者、見守りのネットワーク、こういうものを一つの一体化の事業として、さっきの（大西議員「介護保険のてびき」掲示）この平成29年からやってる包括ケアシステム、この形につなげていくような話合いなのか、形づくりなのか、そういうことをもう少し進めていかれたらどうかなと思うのですが、実際今どういうふうにお進めになられていますか。

○（竹林 佳子 健康推進課長） （挙手）はい。

○（前田 省二 議長） はい、竹林健康推進課長。

○（竹林 佳子 健康推進課長） はい。

地域包括ケアシステムのことについてなんですけども、現在、介護保険計画第9期が来年度からなっております、それに向けて地域包括ケアについても、町内の行政だけではなく、事業所等とも協議しまして、現在進めているところです。

また、先ほど御提案いただいた、わかりやすい冊子なんですけども、毎回その介護保険計画を作るときにあわせて、そちらの冊子のほうも更新しておりますので、先ほども言っていた御意見についても反映しまして、わかりやすい周知については検討していきたいと思います。

以上です。

○（8番・大西 幸江 議員） （挙手）はい。

○（前田 省二 議長） はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい

ちょうど介護保険計画を見直す時期ということで、そしたらこれも（大西議員「認知症ケアパス」掲示）直されますかね。「認知症ケアパス」、これも概要版なんですけど、なかなかこれもね、見てもどういうふうに使ったらいいかわからないんですよ。これも皆さん広報と一緒に配られたんですよ。でも、結局よくわからないから使えないんですよ。

見守りも、さっきみたいに仕組みがあっても、どこに相談したらいいかもわからない、どこに電話すればいいかも何となくわからない。今度そうするとハードルが、電話すること自体も高いので、そのまま黙って、多分、じっと家に居るみたいな状況になってる方もいらっしゃるんじゃないかなというふうに思います。

元気な方たちも、やっぱり1人になって、例えば、今回みたいにコロナとか、インフルエンザが流行ると不安なんですよね。若しくは、2人で暮らしてても、両方が感染してしまったとか、御高齢の方だとやっぱり不安です。

なので、そういうときにちょっとハードルが下がったところで、隣近所が助け合える体制なんかも、町が仕組みをつくってあげて、少し後押ししていただけるような形にしていきたいので、ぜひ、ただこの冊子を作る、計画を作るだけの話合いじゃなくてですね、その先の情報共有っていうのを、いろんな団体と行っていただきたいんですが、そういう取り組みを今されてますかね、されてるんだったらどんなふうにされてます。

○(竹林 佳子 健康推進課長) （挙手）はい。

○(前田 省二 議長)

すいません、傍聴者の方、お話があるんなら外でやってください。

聞こえてないか。

お話がある場合は外でやってください。すいません。

○(前田 省二 議長) それでは、竹林健康推進課長。

○(竹林 佳子 健康推進課長) はい。

はい、情報共有についてなんですけども、介護事業者の方とは適宜集まるなどして情報共有したり、またメールなどで聞きたいことを聴取したりしております。今後ともそういったことは継続していきたいというふうに考えております。

以上です。

○(8番・大西 幸江 議員) （挙手）

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい

今までと同じことじゃ、やっぱ駄目だと思うんですよ。だって、今までと同じことをやってうまくいってないから、さっき町懇で出たような意見が出たんですよ。行方不明になった人、まあまあ仕方ないんですけど、でもそういう事例も出てきはじめてて、全国的には増えてると。

じゃあ今までと違うことをやらなくちゃいけないから、例えばですね、何だたっけ、商工会の見守りネットワークもあるじゃないですか。それもいつもやらなくてもいいかもしれないですよ。でも、何かちょっと情報が入ったときとか、例えば、もう定期的に半年に1回と

か、1年に1回は必ずそういう会をつくってやる。それからお医者さんなんかもそうだと思うし。

そこで情報共有したことをもとに、また更に社協さんとか、健康推進課さんがうまいこと動いていけば、やっぱり網の目からこぼれる人が1人でも減ると思うので、そういう本当に小さい取り組みかもしれないですけども、役場とか社協さんがやってること以外から比べると、それでも地域の区長さんたちでもみんな見守りはやってるし、民生委員さんもちろんやられてると思うので、そういうところの情報共有をもう少し密にやられたらどうかと思いますが、その辺いかがですか。

○(竹林 佳子 健康推進課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、竹林健康推進課長。

○(竹林 佳子 健康推進課長) はい。

地域の方々との情報の共有なんですけども、地域見守りネットワークというものに関しては、地元の業者さんとか、老人クラブさんも入ってまして、そういったときに、特に情報交換すればいいようには感じておりますが、ちょっと、ここ数年間ちょっと見守りネットワークの話合いが行われてちょっとおりませんでしたので、今年度中には行いまして、情報共有を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい

そうしましたら、介護保険計画も今年度やりかえるということで、更に、ここで最後まで暮らしていけるような体制づくりを、ぜひ目指していただいて、一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

(大西 幸江 議員、降壇)

○(前田 省二 議長) はい。

これで、大西議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

日程第6、議案第82号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第6、議案第82号、「弓削高等学校学生寮設置条例」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長) はい。

議案第82号、「弓削高等学校学生寮設置条例」について説明いたします。

提案理由といたしまして、令和6年4月1日から運営を開始する町営学生寮を設置し、そ

の管理運営に必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

それでは、本条例の内容につきまして説明いたしますので、2 ページ目をお開きください。

第1条の趣旨につきましては、通学に困難が生じると認められる弓削高生を受入れるための町営の学生寮を設置するものでございます。

第2条では、寮の名称を公募により「ゆめしま寮」とし、位置については、中央公民館跡地の下弓削121番地としております。

第3条では、寮の管理者につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、上島町教育委員会が管理します。

第4条では、業務及び職員について規定しております。

第5条では、寮費を1人1箇月当たり3万9,000円としております。

第6条では、寮の適切で円滑な運営を行うため、運営委員会を置くこととしております。

第7条では、寮の管理運営上必要があると認めた場合は、当該業務の一部を委託することができることとしております。

第8条では、委任規定といたしまして、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めることとしております。

なお、この条例の施行につきましては、令和6年4月1日からとしております。

以上で、「弓削高等学校学生寮設置条例」についての議案の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

5条のですね、寮費が3万9,000円なんですけれども、これみらい留学のホームページにいくと、上島町の寮費はまだ出てないですよ。うん。寮費はまだ出てなかったですよ。ですけど、一人暮らしの場合っていうので、月4万5,000円、光熱費が大体1万円ぐらい、食費が朝と夜で2万4,000円で合計7万9,000円なんですよね。

7万9,000円と3万9,000円のこの3万円の差っていうのが、やっぱりちょっと民業圧迫になりそうな気がしてですね、少しやっぱ見直したほうがいいんじゃないかなという気がするんですけども、その辺は、これどういうふうに思って3万9,000円にされたんでしょう。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長) はい。

寮費につきましては、県内のいろんな状況とか見ながら、本町も同じように食費とか管理費から算出しまして、総合的に判断して3万9,000円とさせていただきました。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

何でもね、県内とかに合わせるとかっていうんですけど、ちなみに他の北海道とかいろんなところを見ると安いところも高いところもありますよ。やっぱり何か理由をもって自分たちでやっぱ独自に金額決めてるんですよ。だから、横並びにいくらという話じゃないんです。

うちの場合、この場合には、やはり先に民間が協力して建てた建物があるので、これを補助金で全部埋めるっていうこともなかなか難しいと思いますし、もう少しバランス取ったほうがいいんじゃないかと思うんですけど、そういうお考えはないですか。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長) はい。

まずは、ちょっといろんな留学生の話聞いていると、愛媛県に行ってみたいという方がおられまして、じゃあどこにしようかという子も多々、多数おられると私も聞いております。

その中で、やはり県内で弓削高等学校を選んでいただくには、やはり寮費についても、一つ、魅力があったほうがいいんじゃないかと思ひまして、そのような値段設定にさせていただいております。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

でもそうするとですね、逆にですよ、愛媛県下で魅力ある寮費にしたいっていうことだったら、もっと下げるという方法だってあると思うんですよ。だって、これ久万高原よりも高いですよ。確か。あそこへも、どこだっけ、内子町の小田分校よりも高いですよ。光熱費と食費とってなったら。何かすごい中途半端なんですよ。

本当にもう完全に平均ですとかっていうんなら、また話もわかるんですけど、何かどうもそうでもないみたいですし、どこよりも魅力的な単価にっていうんだったら、離島留学の中を探したらですね、1万円ぐらいで入れる寮もあります。それは古いんでしょうけど。

でも何か、何かすごく中途半端なんですよ。やっぱ一番に民業圧迫になることを避けないとまずいと思うんですね。3万円分差があるから、そこを全部、いつだったか補助金でって言ってたんで、補助金にするのか。そういうところまで考えてやっぱりここは価格設定しないと、もう何となくで決めることじゃないと思うので、その辺の説明をもうちょっと詳しくお願いできますか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

民業圧迫につきましては、何度か説明をさせていただいたとおりでございます。その内容につきましては、担当課からお答えいたします。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長) はい。

民間につきましては、うちの町営の学生寮、生活様式も違います。こちらでカバーできる部分があれば受入れを行い、共存を図っていければと考えているところでございます。

○(前田 省二 議長) まだ何かありますか、課長、補足。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、梨木課長。

○(梨木 善彦 教育課長) はい。

民間に入っておられる留学生の子に対しても、学生寮で食事をとれるようにしております。

また、引き続き、今補助金で行っている1万円の支援についても、その金額検討しながら引き続きやってまいりたいと考えております。

○(7番・池本 光章 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、池本光章議員。

○(7番・池本 光章 議員) はい。

全協のときに何か、同僚議員がちょっと質問されて、お答えはされてると思うんですけど、第1条の「通学に困難が生じると認められるもの」、この前、いろんな苦しい中でのこの困難という言葉をもってきたように考えるんですけど、30名、30名に到達するまではこれでいけると思うんですよ。ただ、それを超えて応募者があった場合、困難じゃこれちょっとあれなんで、そのいわゆる規定ですよ、これと別に規則か何かで、入居にあたっての基準というものがないことには、判断のしようがないんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりはどうですか。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長) はい。

ここに通学に困難が生じるというところでございますが、ここは自宅からの通学により困難が生じる生徒でございます。

また、入居につきましては、定員を超えたら選考して、入居者を選考したいと思っております。(池本光章議員「ちょっと聞こえなかった、定員超えたら」の声あり) 定員超えたら選考いたします。入居者については、選考。

○(7番・池本 光章 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、池本議員。

○(7番・池本 光章 議員) (挙手) はい。

その選ぶ、選考する選考基準ですよ、いわゆる、僕がさっき言ったその規則とか、そういったもの何かもう取り決めをされてますか。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長) はい。

選考基準決めております。はい。

○(前田 省二 議長)

他に質問ございませんか。(沈黙) はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第82号、「弓削高等学校学生寮設置条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

賛成者：林敬生議員、藤田議員、山上議員、宮地議員、亀井議員、藏谷議員。

反対者：林康彦議員、池本光章議員、大西議員、濱田議員、池本興治議員。

賛成多数です。

よって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第83号

○（前田 省二 議長）

続いて、日程第7、議案第83号、「上島町下水道事業の設置等に関する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○（後藤 隆宏 公営事業課長）（挙手）はい、議長。

○（前田 省二 議長） はい、後藤公営事業課長。

○（後藤 隆宏 公営事業課長） はい。

はい、議案第83号、「上島町下水道事業の設置等に関する条例」について説明いたします。

提案理由といたしましては、下水道事業を公営企業会計に移行することに伴い、設置等に関する規定を整備する必要が生じたため、この案を提出するものでございます。

本条例は、これまで特別会計として規定されていましたが、地方公営企業法の財務適用に移行することから、新規設置が必要となっております。

それでは、条例の内容について説明いたします。2分の1ページをお開きください。

第1条では、下水道事業の設置を規定しています。

第2条では、法の財務規定等の適用について規定しております。職員の身分などは、現行のままの取扱いとし、地方公営企業法の財務規定等の一部を適用した経営といたします。

第3条では、経営の基本を規定しております。第2項に公共下水道、第3項に農業集落排水、第4項に浄化槽の区域等を指定しています。

第4条に、重要な資産の取得及び処分。

第5条に、議会の同意を要する賠償責任の免除。

第6条に、会計事務及び決算の処理。

第7条に、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等。

第8条に、業務状況説明書類の作成について規定しています。

この条例は、公営企業会計に移行する令和6年4月1日から施行いたします。

以上で、議案第83号の説明を終わります。

よろしくお願いします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。
質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。
討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第83号、「上島町下水道事業の設置等に関する条例」を採決いたします。
お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第84号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第8、議案第84号、「上島町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例」を
議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○(後藤 隆宏 公営事業課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、後藤公営事業課長。

○(後藤 隆宏 公営事業課長) はい。

議案第84号、「上島町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例」について説明いたします。

提案理由といたしましては、下水道事業を公営企業会計に移行することに伴い、剰余金の
処分等に関する規定を整備する必要があるため、この案を提出するものでございます。

それでは、条例の内容について説明いたしますので、1 ページをお開きください。

第1条では、趣旨を規定しています。

第2条では、利益の処分方法及び積立金の取崩しを規定しています。第2項に、使途に
応じた積立金の科目として、減債積立金、利益積立金、建設改良積立金の三つを設定してい
ます。

第3条では、資本剰余金について規定しています。

この条例は、公営企業会計に移行する令和6年4月1日から施行いたします。

以上で、議案第84号の説明を終わります。

よろしくお願いします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。
討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第84号、「上島町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立全員です。

よって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第85号

○（前田 省二 議長）

続いて、日程第9、議案第85号、「上島町簡易水道事業の設置等に関する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○（大林 卓也 魚島支所長）（挙手）議長。

○（前田 省二 議長） はい、大林魚島支所長。

○（大林 卓也 魚島支所長） はい。

それでは、議案第85号、「上島町簡易水道事業の設置等に関する条例」について説明いたします。

提案理由といたしましては、簡易水道事業を公営企業会計に移行することに伴い、設置等に関する規定を整備する必要が生じたため、この案を提出するものです。

本条例では、これまで特別会計として規定されていましたが、地方公営企業法の財務適用に移行することから、新規設置が必要となっています。

それでは、条例の内容について御説明いたしますので、2分の1ページ目をお開きください。

第1条では、簡易水道事業の設置を規定しています。

第2条では、法の財務規定等の適用について規定しています。職員の身分などは、現行のままの取扱いとし、地方公営企業法の財務規定等の一部を適用した経営としています。

第3条では、経営の基本を規定しており、第2項以降に給水の区域、人口、給水量を定めております。

第4条に、重要な資産の取得及び処分。

第5条に、議会の同意を要する賠償責任の免除。

第6条に、会計事務及び決算の処理。

第7条に、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等。

第8条に、業務状況説明書類の作成について規定しています。

この条例は、公営企業会計に移行する令和6年4月1日から施行いたします。

以上で、議案85号の説明を終わります。

よろしくお願いします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第85号、「上島町簡易水道事業の設置等に関する条例」を採決いたします。お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

ここで(午後) 1時まで休憩いたします。再開は、13時からいたします。

(休 憩 : 午前11時58分 ～ 午後12時59分)

日程第10、議案第86号

○(前田 省二 議長)

再開いたします。

続いて、日程第10、議案第86号、「上島町簡易水道事業の余剰金の処分等に関する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(大林 卓也 魚島支所長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、大林魚島支所長。

○(大林 卓也 魚島支所長)

それでは、議案第86号、「上島町簡易水道事業の余剰金の処分等に関する条例」について説明いたします。

提案理由といたしましては、簡易水道事業を公営企業会計に移行することに伴い、剰余金の処分等に関する規定を整備する必要があるため、この案を提出するものでございます。

それでは、条例の内容について説明いたしますので、1ページをお開きください。

第1条では、趣旨を規定しています。

第2条では、利益の処分方法及び積立金の取崩しを規定しております。第2項に用途に応じた積立の科目として減債積立金、利益積立金、建設改良積立金の三つを設定しております。

第3条では、資本剰余金について規定しています。

この条例は、公営企業会計に移行する令和6年4月1日から施行いたします。

以上で、議案第86号の説明を終わります。

よろしくお願いします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「ありません」の声あり)はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。(複数の「ありません」の声あり)はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第86号、「上島町簡易水道事業の余剰金の処分等に関する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第87号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第11、議案第87号、「上島町印鑑条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(田房 良和 住民課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、田房住民課長。

○(田房 良和 住民課長)

議案第87号、「上島町印鑑条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

今回の改正は、全国のコンビニエンスストア等の店舗に設置されている多機能端末機を用いて、印鑑登録証明書の交付を受けることができるコンビニ交付サービスの導入及び個人番号カードを利用した印鑑登録証明書の交付申請制度の導入に伴い、関係規定を整備するものです。

主な改正内容について説明いたします。参考資料の新旧対照表の3分の1から3分の2ページをご覧ください。

第12条第2項は、個人番号カードがあれば、印鑑登録証の添付を省略することができる規定の追加とし、第14条第1項は、民間事業者が設置する多機能端末機で、個人番号カードを使用し、暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付申請することができる規定の追加とし、第14条第2項は、申請があった場合は、多機能端末機により印鑑登録証明書を交付する規定の追加とし、第14条第3項は、申請を受理できない場合の規定を追加しています。

3分の3ページをご覧ください。

第14条を第15条に変更、第16条から第21条まで1条ずつ繰下げる改定です。

次に改め文の2分の2ページをご覧ください。

この条例は、令和6年2月1日から施行いたします。

以上で、説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「ありません」の声あり)はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「ありません」の声あり)はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第87号、「上島町印鑑条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

日程第12～15、議案第88号～第91号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第12、議案第88号、「上島町議会議員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」から、日程第15、議案第91号、「上島町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」までについては、関連がありますので、一括議題としたいと思います。御異議ございませんか。(複数の「異議なし」の声あり)はい。

御異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第88号、「上島町議会議員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」から、日程第15、議案第91号、「上島町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」までを一括議題といたします。

なお、採決については、議案ごとにそれぞれ採決いたします。

それでは、提出理由の一括説明を求めます。

○(坂上 将人 総務課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、坂上総務課長。

○(坂上 将人 総務課長) はい。

それでは、議案第88号から議案第91号までの4議案につきましては、いずれも人事院勧告に基づく改正ですので、一括して説明させていただきます。

提案理由といたしましては、令和5年8月の人事院勧告に基づき、国の取扱いに準じて条例を整備する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

それでは、改正の概要について説明いたしますので、議案に添付しております説明資料をご覧ください。

上段の「上島町議会議員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」についてと、下段の「上島町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、改正内容が同じですので、あわせて説明させていただきます。

期末手当の支給月数を0.1ヶ月分引上げる改正を行い、年間の支給月数を現行の3.3ヶ月分から3.4ヶ月分に改正するもので、今年度については、12月の支給月数を1.75ヶ月分に改正し、令和6年度については、6月と12月の支給月数をともに1.7ヶ月分に改正することとなります。

次のページをご覧ください。

「上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

上島町職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05ヶ月分引上げ、再任用職員については、それぞれ0.025ヶ月分引上げる改正を行います。

上島町職員の期末手当の年間支給月数を現行の2.4ヶ月分から2.45ヶ月分に、勤勉手当の年間支給月数を現行の2ヶ月分から2.05ヶ月分に改正するもので、今年度については、12月の支給月数を期末手当は1.25ヶ月分に、勤勉手当は1.05ヶ月分に改正し、令和6年度については、6月と12月の支給月数をともに、期末手当は1.225ヶ月分に、勤勉手当は1.025ヶ月分に改正することとなります。

再任用職員については、期末手当の年間支給月数を現行の1.35ヶ月分から1.375ヶ月分に、勤勉手当の年間支給月数を現行の0.95ヶ月分から0.975ヶ月分に改正するもので、今年度については、12月の支給月数を期末手当は0.7ヶ月分に、勤勉手当は0.5ヶ月分に改正し、令和6年度については、6月と12月の支給月数をともに、期末手当は0.6875ヶ月分に、勤勉手当は0.4875ヶ月分に改正することとなります。

給料表につきましては、行政職、医療職、海事職の全ての号俸について引上げを行っております。加えて、国では、在宅勤務等を中心とした働き方をする職員の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減することを目的に在宅勤務等手当を新設しております。

地方公務員法に定められた均衡の原則の観点から、本町においても同様の制度を新設するものです。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、令和5年12月の期末手当及び勤勉手当の支給月数に係る規定は、令和5年12月1日から、給料表の改定については、令和5年4月1日から適用します。また、令和6年度の期末手当及び勤勉手当の支給月数及び在宅勤務等手当の新設に係る規定につきましては、令和6年4月1日から施行いたします。

次のページをご覧ください。

「上島町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」と、次のページにあります「上島町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例」につきましては、改正内容が同じですので、あわせて説明させていただきます。

改正内容ですが、期末手当の支給月数を0.05ヶ月分引上げる改正を行います。

期末手当の年間支給月数を現行の2.4ヶ月分から2.45ヶ月分に改正するもので、今年度については、12月の支給月数を1.25ヶ月分に改正し、令和6年度については、6月と12月の支給月数をともに1.225ヶ月分に改正するものです。

また、国の非常勤職員の取扱いとの均衡の観点から、勤勉手当の支給を令和6年度から開始し、勤勉手当の年間支給月数は、常勤職員と同様の2.05ヶ月分で、6月と12月の支給月数をともに1.025ヶ月分とするものです。

給料表につきましても、常勤職員と同様、行政職、医療職、技能労務職の号俸の引上げを行い、令和5年4月1日から適用いたします。

5分の5ページをご覧ください。

「上島町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」の改正内容ですが、年間の支給月数を現行の3.3ヶ月分から3.4ヶ月分引上げるもので、給料表についても号俸の引上げを行っております。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行します。

以上、簡単ですが説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

初めに、議案第88号、「上島町議会議員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」の質疑を行います。質疑はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第88号、「上島町議会議員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立全員です。

よって、議案第88号は、原案のとおり可決されました。

○(前田 省二 議長)

次に、議案第89号、「上島町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の質疑を行います。質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第89号、「上島町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

○(前田 省二 議長)

次に、議案第90号、「上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の質疑を行います。質疑はありませんか。(「ありません」の声あり) はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。(の「ありません」の声あり) はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第90号、「上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第90号は、原案のとおり可決されました。

○(前田 省二 議長)

次に、議案第91号、「上島町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の質疑を行います。

質疑はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第91号、「上島町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第91号は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第92号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第16、議案第92号、「上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(田房 良和 住民課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、田房住民課長。

○(田房 良和 住民課長)

議案第92号、「上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

今回の改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の成立により、子育て世代の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国民健康保険制度において出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の均等割保険税及び所得割保険税を免除する措置が創設されたことにより、関係規定を整備するものです。

主な改正内容について説明いたします。参考資料、新旧対照表の4分の1から4分の3ページをご覧ください。

第23条第3項は、産前産後の国民健康保険税を出産した月とその前月と出産後2ヶ月、計4ヶ月分。なお、多胎妊娠の場合は、全3ヶ月の計6ヶ月分を減額する規定の追加とし、同項第1号及び第2号は、基礎課税額のそれぞれ所得割額及び均等割額を、第3号及び第4号は、後期高齢者支援金等課税額のそれぞれ所得割額及び均等割額を、第5号及び第6号は、介護納付金課税額のそれぞれ所得割額及び均等割額を減額する規定としています。

4分の3ページから4分の4ページをご覧ください。

第24条の3第1項から4項は、出産被保険者の届出のそれぞれの記載事項、添付書類、届出開始期間及び添付書類の省略について規定しています。

次に、改め文の3分の3ページをご覧ください。

この条例は、令和6年1月1日から施行いたします。

なお、改正後の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和6年1月以降の期間に係るもの、及び令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用します。

以上で、説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第92号、「上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立全員です。

よって、議案92号は、原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第93号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第17、議案93号、「上島町手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(田房 良和 住民課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、田房住民課長。

○(田房 良和 住民課長) はい。

議案第93号、「上島町手数料徴収条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

今回の改正は、戸籍法の一部を改正する法律附則第1条第5号の規定による施行により、本籍地の市町村長以外の指定市町村長に対する戸籍証明書等の交付の請求、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行等の制度が開始されることに伴い、関係規定を整備するものです。

主な改正内容について説明いたします。参考資料の新旧対照表の6分の1ページから6分の3ページをご覧ください。

第2条第1項第1号は、オンライン上で行政手続きをする際に利用可能な戸籍の証明書として、新たに戸籍証明書を加えた改正となります。同項第2号は、新たに除籍証明書を加えた改正となります。同項3号から同項6号は、法律改正にあわせた関係規定の改正となります。同項7号は、戸籍電子証明書の活用による戸籍証明書等の添付を省略する場合の戸籍電子証明書提供用識別符号の手数料を1件につき400円とする規定の追加となります。同項第8号は、除籍電子証明書提供用識別符号の手数料を1件につき700円とする規定の追加となります。

6分の5ページから6分の6ページをご覧ください。

第7条第1項から第8条までは、法律改正にあわせた関係規定の改正となります。

次に、改め文の2分の2ページをご覧ください。

附則といたしまして、この条例は、戸籍法の一部を改正する法律附則第1条第5項に掲げる規定の施行の日から施行いたします。

以上で、説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「ありません」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第93号、「上島町手数料徴収条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第93号は、原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第94号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第18、議案第94号、「上島町公民館条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長) はい。

議案第94号、「上島町公民館条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

提案理由につきましては、弓削中央公民館の廃止に伴い、関係規定を整備する必要性が生じたため、提出するものでございます。

改正内容について説明いたします。議案に添付しております参考資料、新旧対照表の2分の1ページをお願いいたします。

第2条、別表第1において、名称「弓削中央公民館」、位置「上島町弓削下弓削121番地」、区域「弓削地区全域」を削ります。

続きまして、第11条の使用料について、「弓削中央公民館」を削除したため、別表第2において、使用料の表から弓削中央公民館に関する使用料を全削除するものでございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第94号、「上島町公民館条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第94号は、原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第95号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第19、議案第95号、「上島町簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法

の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(後藤 隆宏 公営事業課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、後藤公営事業課長。

○(後藤 隆宏 公営事業課長) はい。

議案第95号、「上島町簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例」について説明いたします。

提案理由といたしましては、簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴い、関係規定の整備をする必要が生じたため、この案を提出するものでございます。

関係規定といたしまして、四つの条例の一部改正、三つの条例の廃止がありますので、新旧対照表等で順次説明いたします。

それでは、新旧対照表の9分の1ページをお開きください。

「上島町特別会計条例の一部改正」となります。

第1条関係の別表から、公営企業会計に移行する「公共下水道事業会計」、「簡易水道事業会計」、「農業集落排水事業会計」、「浄化槽事業会計」の4会計を削除いたします。

9分の3ページをお開きください。

「上島町浄化槽条例の一部改正」となります。上島町下水道事業の設置に関する条例が新設されることに伴い、第2条第1項第5号、第3条及び第5条の変更及び削除をいたします。

第25条第3項及び第4項は、公営企業会計移行に伴い、水道事業の徴収方法に倣い削除いたします。

9分の5ページをお開きください。

「町弓削農業集落排水処理施設及び岩城農業集落排水処理施設条例の一部改正」となります。

上島町下水道事業の設置等に関する条例が新設されることに伴い、第1条中の「設置及び」の字句を削除いたします。

第16条第3項、第4項及び第17条は公営企業会計移行に伴い、水道事業の徴収方法に倣い、削除及び変更いたします。

9分の7ページをお開きください。

「上島町下水道条例の一部改正」となります。

第24条第3項、第4項及び第25条を公営企業会計移行に伴い、水道事業の徴収方法に倣い、削除及び変更いたします。

9分の8ページをお開きください。

「上島町簡易水道事業条例の一部改正」となります。

上島町簡易水道事業の設置等に関する条例が新設されたことに伴い、第1条の字句変更及び第2条を削除いたします。

第6条第3項及び第16条については、正式名称に変更しております。

続いて、資料、改め文の資料の3分の2ページにお戻りください。

下段の第6条にありますとおり、公営企業会計に移行することに伴い、「上島町岩城西部下水道基金条例」、「上島町岩城小漕下水道基金条例」、「上島町岩城長江下水道基金条例」を廃止いたします。

上島町岩城西部下水道基金に属する現金は、下水道事業会計に帰属するものといたします。

なお、御説明いたしました関連条例の整備に関する条例は、公営企業会計に移行する令和6年4月1日から施行いたします。

以上で、議案第95号の説明を終わります。

よろしくお願いします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

浄化槽条例と、それから農業集落排水と、それと下水道条例で督促手数料と延滞金ですよ、これ上水に倣って廃止しますっていう話なんですけど、昨日、ちょっと私もわかんなかったんでネットで調べてみたんですよ。

そうすると、確かにこの督促料は廃止してるとたくさん結構出てきて、ここもなくなってるあそこもなくなってる、まあ理由としては、要はその督促をする手数料が50円や80円じゃ全然合わないの、逆に面倒くさいからもうやめちゃえっていう話を書いてました。

だけど、この延滞金に関しては、どこもちょっとやめてるっていうのが、私が検索した限りではわからなくてですね、実際、他のものに関しては、延滞金って発生しますよね、税金関係。なのに、この上下水とか農業集落排水だけなくなるっていうのは、何かちょっと非常に違和感があるんですけど、滞納する人が悪いんで罰金は普通なんかなっていう感覚だったんですが、その辺はどういうお考えなんでしょうか。

○(後藤 隆宏 公営事業課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、後藤公営事業課長。

○(後藤 隆宏 公営事業課長) はい。

大西議員の仰る内容の現状ではあります。うちのほうで今回改正するにあたってちょっといろいろ検討してみました。

上水道のほうがですね、最高裁とかの判例とかの状況見るとですね、水道料金の債権は、私の、私の法上の契約であることから、延滞金とか督促料とか取らないようにというふうな判決が出てたっていうのがありまして、それからいくので上水がとってないということになってます。

あわせて請求する下水と上水、同時に請求させていただきますので、ちょっとここでまた設定してしまうとねじれが生じてしまうので、今回削除させていただいているという状態でございます。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

状況わかったんですけど、実際、下水にしても農業集落排水にしても決して儲かってる事業じゃないじゃないですか。それを考えると、水道だってこれから人口減少を考えると、決して裕福な豊かな財政状況じゃないので、ここでやっぱり、全部やめてしまうっていうのはやっぱりちょっと疑念があるんですが、もうこれは仕方がないという判断なんですかね、実際これで年間どれくらい違うもんなんですかね。

○(後藤 隆宏 公営事業課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、後藤公営事業課長。

○(後藤 隆宏 公営事業課長) はい。

まず、年間どれくらい違うかはちょっと出ないんですけど、今の段階で水道とか、水道と下水が同時に請求させていただいてる関係もありまして、私たちのほうもやりたくはないんですけど、あまりたまるとなると給水停止という形を、措置を取らせていただくという形にさせていただいてますので、そちらのほうで効率化も図っていったらなと思ってます。

○(前田 省二 議長)

他にございませんか。(「ありません」声あり) はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。(複数の「ありません」の声あり) はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第95号、「上島町簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第95号は、原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第96号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第20、議案第96号、「上島町消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(小林 俊則 消防長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、小林消防長。

○(小林 俊則 消防長) はい。

議案第96号、「上島町消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

提案理由といたしましては、上島町行政組織条例の全部改正に伴い、関係規定を整備する

必要が生じたので、条例改正を提出するものです。

詳細につきましては、参考資料の新旧対照表をお開きください。

第2条第3項の上島町行政組織条例、括弧内の「平成21年上島町条例第29号」を「令和3年上島町条例第1号」に改めます。

なお、附則として、この条例は、公布の日から施行します。

以上、簡単ですが説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第96号、「上島町消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立全員です。

よって、議案第96号は、原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第97号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第21、議案第97号、「上島町火災予防条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(小林 俊則 消防長) （挙手）

○(前田 省二 議長) はい、小林消防長。

○(小林 俊則 消防長) はい。

議案第97号、「上島町火災予防条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

提案理由といたしましては、消防法施行規則の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この案を提出するものです。

主な改正内容といたしましては、電気自動車等に充電する急速充電設備の規制に関する見直しと、喫煙所表示等の標識設置に関する見直しとなっています。

改正点について御説明いたしますので、参考資料、新旧対照表の46分の1ページをお開きください。

第11条の2、「急速充電器」を「急速充電設備」に改め、本文においては、自動車等の括

弧書き部分を道交法の引用から具体的な車種名に変更し、コネクタを用いての充電方法について追加し、全出力の上限を撤廃しています。

46分の2ページをお開きください。

同条第1項第1号の改正前の不燃材料づくりの説明を、改正後は、次に掲げるものの「ア」として抜き出し、「イ 分離型のものにあつては、充電ポスト」を加えています。

同項第6号及び7号については、急速充電設備及び接続部の表現をコネクタに改めます。

次ページ、同項第11号では、緊急停止装置の取付け位置について、「速やかに操作できる箇所に設けること」を加えています。

46分の4ページをお開きください。

第13条については、蓄電池設備の容量単位の変更と地震等により転倒、亀裂、破損しない構造にすることを加えています。

次ページ、同条第3項では、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置として、「建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない」に改め、その次に、ただし書きを加えます。

46分の6ページをお開きください。

改正後の第28条第3項第2号では、「喫煙所」表示について、健康増進法による標識を設ける場合はこの限りでないと改め、第4項では、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識及び「喫煙所」標識と併せて図記号を設ける場合は、「国際標準化機構が定めた規格又は日本産業規格に適合するものではない」を加えます。

46分の8ページ以降の別表3については、表中に、「固体燃料」の項目を追加し、別表7については削除しています。

改正内容の説明は、以上です。

なお、附則として、この条例は、公布の日から施行します。

以上で、御説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「ありません」の声あり)はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「ありません」の声あり)はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第97号、「上島町火災予防条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第97号は、原案のとおり可決されました。

日程第22～第27、議案第98号～第103号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第22、議案第98号、「令和5年度上島町一般会計補正予算(第3号)」から、日程第27、議案第103号、「令和5年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第1号)」までの補正予算案6件につきましては、これを一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。(複数の「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第98号、「令和5年度上島町一般会計補正予算(第3号)」から、103号、「令和5年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第1号)」までの補正予算案6件を一括議題といたします。

それでは、議案第98号から議案第103号までの補正予算案6件について、順次説明を求めます。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

議案第98号、「令和5年度上島町一般会計補正予算(第3号)」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億4,800万円といたします。第2項の歳入歳出予算補正については、お手元の予算説明資料、令和5年度12月補正予算の概要に基づいて説明いたします。

まず、全般的な事項ですが、補正予算の総額は、一般会計が1億5,900万円。特別会計は2,290万円で、その内訳は、国民健康保険事業会計40万円、介護保険事業会計1,110万円、介護サービス事業会計170万円、魚島船舶事業会計400万円及び特別養護老人ホーム事業会計570万円となっております。企業会計である上水道事業会計の補正はありません。

次に、一般会計の補正予算編成は、負担金、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、繰越金を財源として、既定の事務事業の見直しを行いました。

主な財源といたしましては、まず、国庫支出金1億975万3,000円。これは、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等です。寄附金1,292万円。これは、ふるさと納税寄附金です。繰入金3,600万円。これは、財政調整基金繰入金です。

以上、1億5,900万円で補正予算を編成いたしました。

次に、補正理由と要旨ですが、まず1番目として、主な変更事業につきまして、説明いたします。

(1) のふるさと納税推進事業は、ふるさと納税寄附額の増に伴うもので、金額は670万3,000円です。

(2) の社会保障・税番号制度システム整備事業は、国の補助金を受けて、住民票などに氏名等の振り仮名を記載し、マイナンバーカードへの氏名等の振り仮名及びローマ字表記のために必要となる機能を整備するもので、金額は1,628万9,000円です。

(3) の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業は、国の令和5年度補正予算におい

て、重点支援地方交付金が追加計上されたことにより、物価高騰に直面する住民税非課税世帯に7万円の給付を行うもので、金額は9,352万4,000円です。

(4)の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金返還金は、前年度実績に伴う補助金返還で、金額は2,402万9,000円です。

(5)の職員人件費は、人事院勧告による期末・勤勉手当の支給率の改定等に伴うもので、金額は1,570万3,000円です。

2番目として、その他、経常・投資経費の変更を要するにいたりしました。

以上で、議案第98号、「令和5年度上島町一般会計補正予算(第3号)」の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長) はい、続けてください。

○(今井 稔 健康福祉部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、今井健康福祉部長。

○(今井 稔 健康福祉部長) はい。

議案第99号、「令和5年度上島町国民健康保険事業会計補正予算(第1号)」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

予算の総額は、第1条にありますように、歳入歳出それぞれ40万円を追加し、予算の総額を9億2,300万円とします。

主なものにつきまして、事項別明細書で説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

歳入ですが、6款の一般会計繰入金240万円の減額は、国民健康保険事業費納付金や国庫支出金返還額が確定したことによるもので、7款の前年度繰越金280万円の増額も額の確定によるものです。

8ページをお願いいたします。

歳出ですが、1款の総務費委託料83万6,000円の増額は、法改正で、産前産後における国民健康保険税の減免措置に対応するため、電算処理業務委託費を計上しております。

9ページから11ページの3款の国民健康保険事業費納付金は、額の確定によるものです。12ページをお願いいたします。

7款の保険給付費等交付金償還金210万1,000円の増は、令和4年度保険給付費等交付金の額が確定し、精算するものです。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○(今井 稔 健康福祉部長)

続きまして、議案第100号、「令和5年度上島町介護保険事業会計補正予算(第1号)」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

予算の総額は、第1条にありますように、歳入歳出それぞれ1,110万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億5,000万円とします。

予算の主なものにつきまして、事項別明細書で説明しますので、7ページをお願いいたします。

歳入ですが、3款2項3目から4款1項2目の地域支援事業交付金の増は、令和4年度実績において追加交付となったものです。

8款1項1目の繰越金1,429万円の増は、前年度繰越金の確定によるものです。

予算書の10ページをお願いいたします。

歳出ですが、4款1項1目の介護給付費準備基金積立金576万8,000円の増は、保険料収納見込み額が、当初予定していた保険料の充当必要額を上回る見込みとなるため、積立てるものです。

11ページをお願いいたします。

5款1項2目の介護予防ケアマネジメント事業費の304万円の減は、人事院勧告による人件費の減です。

13ページをお願いいたします。

7款1項3目の償還金814万2,000円の増は、前年度の国庫支出金及び保険料軽減国費交付金システム改修費国費補助金の額が確定したことにより償還金が生じたものです。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○(今井 稔 健康福祉部長)

続きまして、議案第101号、「令和5年度上島町介護サービス事業会計補正予算(第1号)」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

補正の補正額は、第1条にありますように、歳入歳出それぞれ170万円を追加し、5,040万円とします。

予算の主なものにつきまして、事項別明細書で説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

歳入ですが、2款1項1目、一般会計繰入金の170万円の増は、人事院勧告及び職員の異動に伴う人件費の増によるものです。

8ページ以降の歳出につきましても、人事院勧告及び職員の異動に伴う人件費の増となります。

以上、簡単ですが説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

議案第102号、「令和5年度上島町魚島船舶事業会計補正予算(第1号)」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

補正予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ400万円を増額し、総額を1億4,300万円といたします。

補正予算の主なものにつきまして、事項別明細書で説明しますので、7ページをお願いい

たします。

まず、歳入についてですが、3款1項1目、県補助の離島航路補助金について、補助額が確定したことにより607万4,000円を増額いたします。

続いて、4款1項1目の一般会計繰入金250万円の減は、県補助金等の増額により財源が確保できたことから減額補正するものです。

8ページをお願いいたします。

主な歳出について説明いたします。

1款2項1目、一般業務費の2節給料から4節共済費のそれぞれの増は、給与改定等による人件費の増額補正です。

1款2項2目、動力費10節の需用費144万6,000円の増は、単価等の上昇により、燃料費の増額をするものです。

1款2項3目、営繕費の10節需用費145万円の増は、不足する修繕費を増額するものです。

以上、簡単ですが、議案102号、「令和5年度上島町魚島船舶事業会計補正予算（第1号）」の説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○（今井 稔 健康福祉部長）（挙手）

○（前田 省二 議長） はい、今井健康福祉部長。

○（今井 稔 健康福祉部長） はい。

議案第103号、「令和5年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

補正予算は、第1条にありますように、歳入歳出それぞれ570万円増額し、総額を4億270万円としています。

補正予算の主な内容につきましては、事項別明細書で説明しますので、7ページをお願いいたします。

歳入ですが、7款1項1目、一般会計繰入金570万円の増は、歳出予算総額の増に伴う増額になります。

歳出ですが、8ページをお願いいたします。

1款1項1目の一般管理費のうち1節報酬は、条例改正により118万6,000円増額し、2節給料、3節職員手当、4節共済費についても、同じく増額となっています。

以上、簡単ですが説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○（前田 省二 議長） はい。

提案理由の説明がありました。

ただいま議題となっております補正予算案6件につきましては、議会運営委員会において、予算決算委員会への付託は行わず、本会議において審議を行うことに決定しておりますので、議案第98号、「令和5年度上島町一般会計補正予算（第3号）」から順次審議をいたします。

それでは、議案第98号、「令和5年度上島町一般会計補正予算（第3号）」について、質疑はありませんか。

○（8番・大西 幸江 議員）（挙手）

○（前田 省二 議長） はい、大西議員。

○（8番・大西 幸江 議員） はい。

そうしましたら、12ページお願いします。

業務委託で、社会保障の税番号制度システム整備ということで事業が出てるんですけど、これマイナンバーをローマ字にするという事業のようなんですけど、今は既にもう取得している人はローマ字表記ないですよ。

このシステムに今改修してなるんですけど、なった場合、今取得してるカードはどういうふうになるんでしょうか。

○(田房 良和 住民課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、田房住民課長。

○(田房 良和 住民課長) はい。

このマイナンバーカードローマ字表記につきましては、今後、来年から海外で使用できるようになります。それに対する対応なんですけど、希望者全員にするのではなくて、これから更新する方とか、新しくつくる方、また希望者がいれば更新、そういう更新していくという形になります。

以上です。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

確かマイナンバーカードも再発行は何かお金がいったような気がするんですけども、これは費用を出さなくても、希望者は変えてくれるということですかね。

それでよろしいんですかね。

○(田房 良和 住民課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、田房住民課長。

○(田房 良和 住民課長) はい。

その点に関してはですね、ちょっとまた確認して回答させていただきます。はい。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

それと、13ページのシステム構築業務委託があるじゃないですか。これ先ほどの国民健康保険税のほうは、条例改正した分だっていうことはわかったんですけど、これは何の改修でしょうか。

○(田房 良和 住民課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、田房住民課長。

○(田房 良和 住民課長) はい。

これはですね、今回の電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の対応に対するシステムの改修等の業務委託になっております。はい。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

そうしましたら、同じページでですね、そのシステム改修して、先日も聞いたんですけど

も、電気・ガスの食料品の高騰の分の給付金なんですが、国のほうは、年内に配れっという話をしてたんですけれども、やはりもう上島町は1月の下旬までということで変わらないですかね。

○(田房 良和 住民課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、田房住民課長。

○(田房 良和 住民課長) はい。

年内には無理です。1月を目標に、できる限り早めな給付をしていきたいと思います。はい。

○(前田 省二 議長)

他にございませんか。(「ありません」の声あり) はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第98号、「令和5年度上島町一般会計補正予算(第3号)」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第98号は、原案のとおり可決されました。

途中でございますが、ここで10分間トイレ休憩といたします。

再開は(午後)2時10分からといたします。

(休 憩 : 午後2時00分 ～ 午後2時10分)

○(前田 省二 議長)

再開いたします。

続いて、議案第99号、「令和5年度上島町国民健康保険事業会計補正予算(第1号)」について、質疑はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第99号、「令和5年度上島町国民健康保険事業会計補正予算(第1号)」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第99号は、原案のとおり可決されました。

○(前田 省二 議長)

次に、議案第100号、「令和5年度上島町介護保険事業会計補正予算（第1号）」について、質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第100号、「令和5年度上島町介護保険事業会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立全員です。

よって、議案第100号は、原案のとおり可決されました。

○(前田 省二 議長)

次に、議案第101号、「令和5年度上島町介護サービス事業会計補正予算（第1号）」について、質疑はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第101号、「令和5年度上島町介護サービス事業会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立全員です。

よって、議案第101号は、原案のとおり可決されました。

○(前田 省二 議長)

次に、議案第102号、「令和5年度上島町魚島船舶事業会計補正予算（第1号）」について、質疑はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第102号、「令和5年度上島町魚島船舶事業会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第102号は、原案のとおり可決されました。

○(前田 省二 議長)

次に、議案第103号、「令和5年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第1号)」について、質疑はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第103号、「令和5年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第1号)」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第103号は、原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第104号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第28、議案第104号、「上島町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

それでは、議案第104号、「上島町固定資産評価審査委員会委員の選任について」御提案をさせていただきます。

提案理由といたしましては、令和5年12月4日に欠員が生じたことに伴い、新たに委員を選任する必要が生じたため、この案を提出するものです。

新たに同意を求める委員につきましては、山下正弘氏で、新規に本委員をお願いするものでございます。

もう1枚添付してる資料に、略歴を添付しております。識見、経歴ともに適任だと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議案の説明を終わります。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

お諮りいたします。

本件は、人事案件であり、上島町議会申合せ事項⑩により、質疑と討論を省略して、直ち

に採決に入りたいと思いますが、こちらは起立による採決とすることに御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）はい。

御異議なしと認めます。

それでは、議案第104号、「上島町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案のとおり、固定資産評価審査委員会委員に山下正弘氏を選任することについて同意する方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、全員賛成です。

よって、議案第104号は、同意することに決定いたしました。

日程第29、議案第105号

○（前田 省二 議長）

続いて、日程第29、議案第105号、「上島町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○（上村 俊之 町長）（挙手）議長。

○（前田 省二 議長） はい、上村町長。

○（上村 俊之 町長） はい。

議案第105号、上島町教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求めますのでございます。

氏名は、山本こころさん。

提案理由としては、令和5年12月20日をもって任期満了となるため、委員を任命するものでございます。

山本さんは、こころさんは、再任でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○（前田 省二 議長）

ただいま、提案理由の説明がありました。

お諮りいたします。

本件は、人事案件であり、上島町議会申合せ事項⑩により、質疑と討論を省略して、直ちに採決に入ります。この採決は、記名投票で行いますが、御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）はい。

御異議なしと認めます。

議場の閉鎖を命じます。

（山本事務局長、議場閉鎖）

○（前田 省二 議長）

ただいまの出席議員数は、議長を除き11名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に池本興

治議員、藏谷議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

(山本事務局長、議席順に投票用紙を配布)

○(前田 省二 議長)

念のために申し上げます。この投票は、候補者について、賛成の方は判定欄に○、反対の方は×と記載願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は否とみなします。

用紙の配付漏れはありませんか。(「ありません」の声あり) はい。

用紙配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(山本事務局長、投票箱(蓋・箱の順)の点検、議席・議長の方に向け、何も入っていないことを確認)

○(前田 省二 議長)

異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。事務局長が、議席番号と氏名をお呼び申し上げますので、順番に投票願います。

○(山本 勝幸 事務局長)

(点呼・投票)

それでは、呼び上げます。

2 番、林敬生議員。3 番、藤田議員。4 番、山上議員。5 番、宮地議員。

6 番、林康彦議員。7 番、池本光章議員。8 番、大西議員。9 番、亀井議員。

10 番、濱田議員。11 番、池本興治議員。12 番、藏谷議員。

○(前田 省二 議長)

投票漏れはありませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

池本興治議員、藏谷議員、登壇して、開票の立会いをお願いいたします。

(池本 興治 議員、藏谷 重文 議員、登壇)

事務局長、投票箱を開け、開票をしてください。

(山本事務局長、投票結果が出次第、投票結果を議長へ渡す)

(池本 興治 議員、藏谷 重文 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

それでは、議案第105号の投票の結果を報告いたします。

投票総数11票。有効投票11票。無効投票0票。有効投票のうち、賛成11票、反対0票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、議案第105号は、同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(山本事務局長、議場開鎖)

日程第30号、議案第106号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第30、議案第106号、「上島町獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

議案第106号、「上島町獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。

提案理由といたしましては、新たに指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項等の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理の候補者ですが、指定管理者選定審議会の選定どおり、「上島町獣肉処理加工会 会長 森本英隆」を指定管理の候補者としており、指定管理の期間につきましては、令和6年1月4日から令和10年3月31日までとしております。

なお、審議会審議結果報告書、指定管理者指定申請書、事業計画書及び収支予算書等を添付しておりますので、参考にしてください。

以上、簡単ですが、議案第106号の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

この団体しか応募がなかったようなので、仕方がないのかなという面もあるんですけども、ちょっと二、三、気になるところがあるので、今後考えていただきたいんですが、上島町の獣肉処理加工規約、加工会の規約があるじゃないですか、これの、ちょっとページがうってないので何ページってちょっと言えないんですけど、例えばですね、第2章の5条、この会員のところですね、会員のところに、本会の会員は、第3条に規定する目的に賛同して入会した捕獲隊員とすると、これだと罾の免許か銃の免許を持ってないと加工会に入れないんですよ。

そうするとですね、先日の全員協議会でも言いましたけど、本会員が8人で、残りが全部賛助会員です。本会員が、要は、基本的には獣肉加工処理をするというふうに読んでいって、実際加工するときの賃金も一応支払われるように計画なってるんですけども、それも正会員にのみ賃金を支給するというふうになっているので、これだと賛助会員が参加

しにくいって言うことが一点と、それから、ここで捕獲隊員イコール加工会員っていうふうになってしまうと、要はそれ以外の人は受付けないということになって、加工だけができる人っていうのが、入れないんですよ。

なので、ここ、規約はもちろん加工会の方が決めるものなんですけれども、やはり少し変えないと、これからジビエを振興していくのに、獲る人しか加工ができないっていうんじゃ多分手が足りない時期っていうのが必ず出てくると思いますし、逆に賛助会員に賃金を払わないで、正会員しか払わないってなると、賛助会員がやっぱりお手伝いするっていうのがやっぱり手伝いにくいと思うんですよ。

なので、この規約のほうから見直していただいて、一番最初の意見にもあるように、賛助会員等との連携っていうのを図っていただきたいんですよけれども、この辺お考えいかがですか。

○(藤田 直弥 農林水産課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、藤田農林水産課長。

○(藤田 直弥 農林水産課長) はい。

全員協議会のお話したように、正会員、賛助会員とも、今後とも協議を煮詰め、より良きものにしていきたいと考えておりますので、その案も一応、加工会員のほうには伝えさせていただきます。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

ぜひですね、早めにやっていただければと思います。特に規約は変えておかないと、本当に間口が狭くなってしまって、参加できる方が少なくなるので、ぜひお願いします。

同じようにですね、一番最初の審議会の報告のところに出ているように、食品衛生に関する専門家が会員の中にいないというふうに書かれていて、もちろん衛生管理は取っていると思いますし、その点で勉強していることは間違いありませんけれども、今までやってなかったHACCPとか、その辺のこともあるので、役所のほうがもっと指導的立場になるんですかね、というところで法的にもフォローしていく必要があるかと思うんですけれども、そういう勉強会とか、専門の知識をもった人の育成っていうのはどういうふう考えられていますか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

この内規等々に関しては、本来はこの加工会がすることですけれども、担当課としてしっかり指導するように伝えております。

これに関しては、捕獲隊に対してもそうですし、別のなかなかいろんな隊があつて、(藤田農林水産課長から「実施隊とか」の声あり) 実施隊とかもございまして、しっかりと組織を固めるようにというふうに伝えております。

それと、ちょっとこのね、定例会の場で言うのもふさわしくないかもしれないけれども、

賛助会員も加工できるんじゃないかな。（藤田農林水産課長に確認）（藤田農林水産課長から「はい」の声あり）ちょっとどっち。（藤田農林水産課長「急遽の場合は要望して手伝えることはできます、はい」の声あり）そういうことですので、正会員だけが、しかできないとかいうものではございません。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

いや、正会員しかできないって言うことを言ってるんじゃないくて、正会員にしか加工しても賃金が払われないので、それだと賛助会員の人は参加しにくいですよって話をします。なのでそこを見直していただきたいですというお話です。

よろしくお願いします。

○(藤田 直弥 農林水産課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、藤田農林水産課長。

○(藤田 直弥 農林水産課長) はい。

その点について、先ほど言いましたように、加工会の方とも契約内容、今後の方針等も十分協議いたしまして、より良きものにしていきたいと考えております。

そして、先ほど言われた衛生管理の面でも、今後、指定管理を進める中で、しっかりとしていかなければならない。今、食品衛生責任者1人おりますので、その人が、HACCP等の手続きも実施しておりますから、今後、皆さんにもそのやり方、報告、資料等、情報共有をしていきたいと考えております。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

そうしましたら、もう一点お願い、お願いというか教えていただきたいんですけども、事業計画の中で、獣肉加工施設の管理に関する業務の収支予算書で、令和5年というところを見てるんですが、ここで搬入報酬っていうので、猪搬入報酬17キロ×400円×3頭、これ予定なんでね、こういうふうになってるんですけども、搬入報酬の考え方は、どういう考え方でこれは設定されてるんでしょう。

○(藤田 直弥 農林水産課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、藤田農林水産課長。

○(藤田 直弥 農林水産課長) はい。

これは、賛助会員が、猪を搬入したときの報酬として見ております。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

実際には、猪を獲って、この計画でいくと止め刺しにはどうも加工会の方が行くと思うんですけど、止め刺しに行ったとして、実際に持って帰るところの費用っていうのは、どういうふうにされてるんですか。

このお肉で計算してますよね、賛助会員の方。お肉を買いとるのかなという計算かと思うんですけど、でも実際には、お肉になればいいですけど、持って帰ったわならなかったわっていうことだって当然考えられるし、行ったときに1人で連れて帰れるとは限らんですよ。

皆さん結構時々聞くのは大きかったから、3人も4人もかかったとか、引っ張り出すのにすごい時間がかかってとかっていう話を結構聞くんですよ。

そういうふうに考えると、ここにあるのは、解体の工賃ありますけど、要はその場所から連れ帰るまでっていうその時間とか、その費用、車代ですよ、ていうのが全然計上されていないようなんですが、この辺はどういうふうに考えられてるんでしょう。

○(藤田 直弥 農林水産課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、藤田農林水産課長。

○(藤田 直弥 農林水産課長) はい。

加工会とお話する中で、実績がないんで、たちまち実績をもとに、今後検討するというお話はお伺いしております。やはり場所が確定してないので、その燃料費でみるかとかそういう話が出ておりましたので、今後実績を求めて、検討いたします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

まず、加工会の方が現場に行くというのは、御案内のように、もう見るからに持って帰っても肉にならない、加工しても意味がないという個体も発生しますので、加工会の方が見に行くということ。それで肉にならない場合は、他の処分の仕方を行うということです。

もちろん、肉を、肉をとっていうか、それで製品になるものに関しては、加工場へ運んでいただく、それもワンセットで考えていかなければならないと思っております。そういう仕組みをつくってるはずなんですけれど、その辺もうちょっとね、わかるように説明しないといけないと思います。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員) はい。

加工会とかね、いろいろと名前が出てますけども、歴史をちょっと振り返ってみますと、令和元年、確か夏頃だと思います。私が監査委員やってまして、当時の担当部長が、監査の日にみえて、加工会っていいですかね、捕獲隊といいますか、は廃止しましたと、という説明がありまして、びっくりしたというのが実情で、指定管理者がなくなるのは困るので、できたら、委託という形でもね、やっていただかないと格好つかないんじゃないのという話もさせていただきました。

それから4年経っております。4年経って今回の問題。宮脇政権というか、宮脇町政のときの最後の4年目に、そういう夏頃だと記憶してますけども、廃止という話があって、その後、上村町政が誕生して、3年という時間の経過があります。合計4年以上経過してますけども、その間、どのようなその運営をやられてたのか、野放しだったのか、委託やってたのか、何となく加工会なり捕獲隊の方々が、施設を利用して細々とやってたのか。それが全く

見えない。

突然今回の指定管理者ということになってくると、どのように判断すればいいのか。これまでどうしてたのかと。その辺の総括なり反省なりがあって、今回の新しい組織になったのかどうか。その辺から説明をいただかないと、我々としては納得できないという状況にあります。いかがでしょうか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

この経緯につきましては、9月議会においても細かく説明をさせていただきました。

まず、今議員が言われたように委託業務にしたということ、これがそもそもの条例違反でございます。条例違反であるのに委託業務の契約をしたということ、それも私が気が付いたときに、これは条例違反ですよということで、またこういう指定管理制度、条例で指定管理じゃないとできないということになっておりますから、指定管理にさせていただきました。これについては、9月の定例議会に丁寧に説明をさせていただいております。

もう一つ、委託業務が適正だったかどうかというのは、条例違反ではございますが、契約をしているので、これは無効とは言えないと、これも説明しました。ということで、委託契約で続けてきたということです。

改めまして、9月議会で申し上げましたが、条例に適した方向に直す。そして、公募をかけて、この指定管理者を提案させていただいてる、そういうことでございます。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員)

確かにそういうお話は、確か9月議会でもあったと思いますし、そのときも私は、話をしたと記憶しております。

そうであれば、委託してるのであれば、私が少なくとも令和元年度の確か夏頃だと思いますけども、それから半年間ぐらいは監査をやった記憶がありますけども、その間、委託業務として書類が上がってきてるという記憶はありません。

そのあとの監査委員さんのほうにもそういう書類が上がってきて、指定管理者から委託になって、委託の収支決算等々、毎月の報告がなされてるのかどうか、私は確認してませんけども。

先ほど言いましたように、4年近くこのような状況が続いて、唐突っていうよりも、これは指定管理者にしたいという意向があって、指定管理者公募して、応募されたという経緯は理解できますけども、確かに9月議会でも私は言ったと思うんですけども、町長これは大変ですと、町長いっぺん現場行って、皆さんと話して、実態を把握していただかないと、ただ担当課だけでは難しいですよという話も、そういう趣旨の話をさせていただいたと記憶しております。今回の書類は、ある意味では猪を獲った後の二次的発生で生じる加工して肉にして販売していくということについては、詳しく、丁寧に、予算まで組んでいらっしゃいます。

それはそれで評価しますけども、一番問題は、獲ったものは加工するよりも、獲るまでの

問題が一番大きな問題なんですよね。これ家畜じゃないんですよ。餌やって育てて処分して肉にするんじゃないくて、野生の猪を獲ってるんですよ。その方々の何ていうんですかね、作業の内容とか、それから人格とか、それからプライドだとか、それから職人気質といいですかね、そういう方々の気持ちを酌んでの話なのか、商売優先的に肉を販売すれば儲かるということでやってるように、私どもには映るしかない、映っています。

今、同僚議員が言いましたように、会員が、正会員が8名で、正会員というか会員が8名で、賛助会員があと全員そういう状況になってると。やっぱり、もともとはこの猪は駆除することがスタートしたんですよ。だから1頭1万円も払ってですね、獲ってもらってんですよ。

二次的に発生する肉の販売をどうするかというのは、二の次、三の次といいますかね、一町民からとったら、獲ってもらって何ぼのものと、そのあとのことは、うまくやってちょうだいというのは、実態で獲ってもらってありがたいという感謝の気持ちをもってるんですよ。その人たちの心情とかプライドとかいうものを大事にして、今回の組織がつくられたのかどうか、どうも商品先行して、商売先行してという形に見えて仕方ないんですよ。

ですから、私は、先ほど町長が仰ったように、条例違反でしたというけども、指定管理者からまた委託に戻ってる業種もあるんですよ、自治体もありますよ。全て指定管理にしないといけないということ、それは指定管理者にすればどういうメリットがあるか、専門的なノウハウ持ってるからそういう人たちにお願いしようと、職員がやるよりもそっちのほう効率がいい、経済的にもいいということでシフトしてきたというのが、そういう理解しています。でも、中には、もう一度行政のほうでやるという自治体もあります。

ですから、法律違反と言われると非常に私は理解に苦しむところなんですけども、できれば指定管理者で結構、だから今回も結構なことなんですけども、今同僚議員が言ったように、不透明なところがあるし、獲ってもらってなんぼのものという状況の中で、どうしても商売が先行するような形はね、よしたほうがいいと。そういうことを提案してるだけで、うまくやってくださいというのが本音ですよ。頭撫でて、高齢者で、頑固で、職人気質でそういう人たちが一生懸命獲ってんですよ。

昨日もあるところで2頭獲れたと、どうしましたっていったら、教えられんわっていう話。多分、加工会のほうには持って行ってないんじゃないですかね。どっかでどうしたかわかりません。埋めたのか、捨てたのかわかりませんけども、そういう事態が起きてるんですよ。

だから、全部が全部じゃないと思いますけども、そういう人たちが中にいるということを承知の上で、この加工会の運営をやっていただきたいというふうに思っておりますけども、その辺、町長、いかがですかね。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

今回、議案として提案させていただいてますのは、上島町獣肉処理加工施設の案件でございます。

もちろん、今議員が仰ったように、獲る捕獲隊等々に関してもしっかりと対応しております

す。これはまた別の話です。これは加工に対する提案でございます。

捕獲隊というか、には今御説明があったように、1頭につき1万円かな。もうすぐ、ごめんなさい、もうすぐ忘れるんじゃないけど、もう一つ何やったっけ。(藤田農林水産課長に確認)

(藤田農林水産課長から「罨のパトロール」の声あり) 違う違う捕獲隊ともう一つ。(藤田農林水産課長から「実施隊」の声あり) 実施隊。実施隊という隊には、月1万円、1人につき1万円も支払っておりますので、その捕獲の部分、捕まえる部分に関しては、これは別の制度でしっかりやっております。

今日提案させていただいておりますのは、持ってきた猪の肉に対してどう処理していくかということでございます。

そして、もう一つは、佐島に、地区に処理場を造ったとき、もちろんこれは議会にも提案して、議会の了解をいただいております。これは何かというと、これからは獲って終わりではなくて、加工処理しましょうということで予算を付けて、議会の了解をいただいております。

ということで、第一義は、それは駆除も大事ですが、次にその肉を無駄にしないということで、この処理施設を造らせていただいたということでございますので、今日の提案は、加工施設の管理についてということですので、よろしく願いいたします。

○(前田 省二 議長)

他にございませんか。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

一応、加工するのと、獲るのは一応別の仕組みなんですけど、やってる人が一緒というか、重複してるんですよ、この規約によると。だって、そういうふうになってるんですよ。だって、捕獲隊がイコール加工会にしか入れないんですから。

だから、これも変えてもらって、やっぱり本当に明確にきちんと組織を整えてやっていかないと、逆にこの8名だけでやったら、言ったら、特定の人だけのっていう感じがしちゃうんですよ。さっき言ったように賃金も賛助会員には出ないっていうふうになると、じゃあ特定の人たちだけが儲けるためにやるんですか、それ違いますよね。町長も首振ってるんで違いますよね。

そしたら、やっぱりここ組織をもう少し整えてからやられたほうがいいんじゃないかなと思うし、もう間に合わないんだったら、やっていく間にももう少し組織を整えて、きちんとした形でやれるように変えていただかないと、それを約束していただかないと、やはり難しいかなと思うんですけど、地域との摩擦も困るし、もちろん販売するほうだって上手くいってほしいし、丸くおさめるために形を整えるのは、もうここに出てるのは、今すぐ整えるってのは無理です、無理だと思いますよ。

けども、やっていく間に、徐々にでいいので、整えて、あちこちで摩擦を起こさないように、変な誤解を生まないような組織運営を、覚悟をもってやっていただきたいんですがいいかがでしょうか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

まず、加工会という組織は、今の段階で整っております。

これに関しても、上島町、町側があれこれ手を突っ込んだり足を突っ込んだりする組織ではありません。これは任意の団体なので、これについては、何度か総会を開催して、内規、いろんなルールを、この加工会の皆さんが決めたということでございます。

この組織に関しても、この加工会の総会の結果でございますから、上島町がああだこうだ、先ほどから申し上げておりますが、指導はしますけれど、必要以上のこの手出しといいますか、あまり民間の組織に手出しをしてはいけない、そのように思っております。

もちろん、おかしなところはきちんと指導をしております。そういった総会で決まった民間の団体でございますので、その趣旨を尊重したいと思っております。

○(前田 省二 議長)

他にございませんか。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員) はい。

もう一度確認したいんですけどね、獲る人と、それから加工する人っていいですかね、これがはっきりと分かれて、別の組織でそれぞれ活動して、仲良く二つの団体がコミュニケーションを取って、この全体を運営しているというのであれば問題ないですよ。

ところが、今、指摘してるのは、加工会という名前の中に、捕獲隊という人たちも入ってるし、全て入ってるという状況の中で、そういうストレスを感じてる方々が、年配の人がいますよと、上手くやってくださいという私の意見で、彼らのそれこそ職人気質といいますか、高齢であり、頑固であり、そういう人たちをうまく使ってくださいねと、何も商売して悪いと言ってるんじゃない、やって儲けたらいいと私は思ってます。

でも、一つの団体ですか、それとも別個ですかと、先ほど町長は別個の組織というふうに仰ったように思いますが、別個だったらこれうまくいかないですよ。加工会だけが1人走って、捕獲する側の人たちは、また自分たちの行動を取るという。一緒にやるということで皆さんが了解をして、納得した上でスタートするのであれば、我々も応援したいし、応援すべきだと思いますし、協力もできれば協力していきたいと思いますが、今の状況は別個の団体みたいに獲る人と加工する人が何か別、ところが、形としてはみんな入っていると、名前が入ってる、形としてはそうなってるんでしょうけど、じゃあこれやったら、歯車がちょっとかみ合いませんよというように、心配をしてるというのが実態でございます。

その点、もう一度確認をしたいんですけど、一つの団体で、今言ったように捕獲隊の人も、加工会の人も、一つの組織の中で、お互いが理解してあって、運営できるという自信があるならそれはそれで結構ですよ。やったらいいと思うんですけども、やはり、昨日も言ったように獲れたけども、持っていったのかどうかも聞いても教えてくれないという状況になってくると、今度は、肉売りたいけども肉がないという現象が起きてきても困るでしょうという

こと。

また、我々町民としては獲ってもらってありがたいという、それはもう獲らないよって言われたら困るんですよね。実際に畑の農産物が食い荒らされて、それから、子どもたちが恐い思いをして、それから我々車を運転する者、時たまぶつかりますよね。そういう状況に置かれてるという状況。

だから、私はこの加工会、今回の指定管理者を否定するもんじゃないですけど、これをうまくいってほしいと思うがゆえに、最初からきちっとその辺は把握して理解して、何とかうまく運営してもらいたいという思いがあるから、こういう話をしてるんです。

○(前田 省二 議長)

他にございませんか。

○(7番・池本 光章 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、池本光章議員。

○(7番・池本 光章 議員) はい。

ちょっと、この案件につきましては、ちょっと不勉強で申し訳ないんですけど、キロ2,500円で、加工処理場が受けるということですかね。20キロあれば5万円ということですか。

○(藤田 直弥 農林水産課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、藤田農林水産課長。

○(藤田 直弥 農林水産課長) はい。

捕獲隊の方から買取るときが、キロ400円で買い取って、2,500円っていうのは、加工会が売出すお金です。小売とかに販売するお金です。

○(前田 省二 議長)

他にございませんか。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

この加工会に、町が手突っ込んで何かできないっていう話されてましたけど、後で協力隊も一緒にやりますよね。

だから、半分とは言いませんけども、いくらかやっぱり行政がコントロールできる部分をもった会だと私は思ってます。まして指定管理ってなると、やっぱり行政が指導するので、行政がコントロールできないような会だったら困るんですよ。なので、もう本当に今すぐ整えろとは言いません、もうできないと思います。

でも、みんなの不満をやっぱり、少しでも軽減できるように、規約も変えようし、やり方も変える必要が絶対あると思います。

だから、そこの覚悟をもってやっていただけますかっていうふうに問を投げてるので、その覚悟をお聞かせください。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

コントロールできないということは、先ほど申し上げました言葉の難しさでございますが、総会で決定されたことに対して、行政側があれこれ言うことはできないという意味でございます。

冒頭から申し上げておりますように、組織や規約、そしてルール等々に関しては、間違っているとあったらきちんと指導しなさいと、それは言っております。

だから組織という、任意の団体の独立した組織のどこへ手を突っ込みすぎるのはいけないと、総会で決まったことに対してあれこれ言うのはいけない。ただ、町民に関わる運営等々に関しては、しっかりと話し合いながら担当課が指導していく立場にあるということを伝えております。

○(前田 省二 議長)

他にございませんか。

○(7番・池本 光章 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、池本光章議員。

○(7番・池本 光章 議員) はい。

すいません。キロ400円ということですね。獲った猪を20キロだと8,000円ですか、8,000円を出して持っていくということですかね、この加工処理場に。

○(藤田 直弥 農林水産課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、藤田農林水産課長。

○(藤田 直弥 農林水産課長) はい。

加工会のほうが、先ほど20キロであれば8,000円で買取りますということ、20キロであれば。（池本光章議員から「買取りか」の声あり）買取りです。そうです買取りです。

○(前田 省二 議長)

他にございませんか。（「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第106号、「上島町獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

賛成者：林敬生議員、藤田議員、山上議員、宮地議員、林康彦議員、池本光章議員、大西議員、亀井議員、藏谷議員。

反対者：濱田議員、池本興治議員。

はい、賛成多数です。

よって、議案第106号は、原案のとおり可決されました。

日程第31及び第32、議案第107号及び第108号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第31、議案第107号、「愛媛県市町総合事務組合規約の変更について」及び日程第32、議案第108号、「愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について」は関連がありますので、一括議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）はい。

異議なしと認めます。

よって、日程第31、議案第107号、「愛媛県市町総合事務組合規約の変更について」及び日程第32、議案第108号、「愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について」を一括議題といたします。

なお、採決については、議案ごとにそれぞれ採決を行います。

それでは、提案理由の一括説明を求めます。

○(坂上 将人 総務課長) （挙手）はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、坂上総務課長。

○(坂上 将人 総務課長) はい。

議案第107号、「愛媛県市町総合事務組合規約の変更について」と、議案第108号、「愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について」説明させていただきます。

議案第107号の提案理由といたしましては、構成団体である大洲市が、日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する共同処理事務構成団体から脱退することに伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

同様の理由によりまして、議案第108号につきましても、財産処分について協議する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

まず、議案第107号から説明いたしますので、参考資料2分の2ページの新旧対照表をご覧ください。

別表第2、構成団体の大洲市を削除するもので、この規約は、令和6年4月1日から施行いたします。

続きまして、議案第108号を御説明いたしますので、参考資料をご覧ください。

こちらにつきましても、脱退する大洲市の一切の財産について、愛媛県市町総合事務組合に帰属されるもので、令和6年4月1日から適用となります。

以上をもちまして、説明を終わります。

よろしくお願いいたします

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

初めに、議案第107号、「愛媛県市町総合事務組合規約の変更について」の質疑を行います。質疑はありますか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第107号、「愛媛県市町総合事務組合規約の変更について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第107号は、原案のとおり可決されました。

○(前田 省二 議長)

次に、議案第108号、「愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について」の質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第108号、「愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第108号は、原案のとおり可決されました。

日程第33～第37、報告第11～第15号

○(前田 省二 議長)

お諮りいたします。

日程第33、報告第11号から、日程第37、報告第15号までの5件の「議員派遣報告について」を一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。(複数の「異議なし」の声あり) 御異議なしと認めます。

よって、日程第33、報告第11号から、日程第37、報告第15号までの5件の「議員派遣報告について」を一括議題といたします。

本件につきましては、お手元に配布のとおり報告書が提出されております。

なお、報告第12号から報告第15号の派遣につきましては、会議規則第121条の規定に基づき、閉会中、議長において議員の派遣を決定したことを申し添えます。

報告第11号、令和5年度第2回町議会議員研修会

報告第12号、「ねんりんピック愛媛のえひめ2023」上島町ウォークラリー交流大会開始式

報告第13号、第9回上島町社会福祉大会

報告第14号、令和5年度先進地視察研修

報告第15号、上島町及び上島町遺族会合同戦没者追悼式
以上で、「議員派遣報告について」を終わります。

日程第38、議員派遣の件

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第38の「議員派遣の件」についてを議題とします。

本件については、お手元に配付のとおり「令和6年上島町二十歳を祝う会」に議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りいたします。

「令和6年上島町二十歳を祝う会」に、議員を派遣することに御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、「令和6年上島町二十歳を祝う会」に、議員を派遣することに決定いたしました。

日程39、閉会中の継続調査申出について

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第39、「閉会中の継続調査申出について」を議題といたします。

別紙のとおり各委員長から上島町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）はい。

御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のあったとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎ 閉 会

○(前田 省二 議長)

お諮りいたします。

本定例会は、会議に付された案件は、本日で全て審議が終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じるとともに、会議規則第7条の規定により、令和5年、第4回上島町議会定例会を閉会したいと思います。御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議を閉じるとともに、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

（起立、礼）

ご苦労さんでした。

(了)

(令和 5 年12月12日 午後 3 時13分 閉会)

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 前田 省二

署名議員 山上 耕司

署名議員 藤田 徹也